

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

- ①自立支援、介護予防、重度化防止
- ②介護給付等費用の適正化

資料1-2

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)						
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②		
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)				(R5)	
I	(1)	1	①	高齢者の社会参加の促進を目的として、平成29年8月にセンターを開設したが、利用者数が伸び悩んでおり、利用者の増が課題となっている。また、1人でも多くの方が積極的に社会参加できるよう、多彩な情報提供を行っていくことが求められる。	生涯現役応援センター	高齢者の就労や地域活動等の情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行う総合相談窓口を設置して社会参加を促進します。出張相談を積極的に展開し、利用者の増加に努めます。	マッチング件数(人)	189	208	228	マッチング件数(人)296件 ○出張相談の強化 令和4年度の実施回数を拡充した。R3年度 36回 ⇒ R4年度 100回 ○活動先の開拓強化 高齢者に適した就労、ボランティア活動・地域活動先の開拓を強化するため、センターの人員を2名から3名に増員した。 ○ICTを活用した情報発信、相談体制の構築 ホームページを開設し、新規利用者の獲得、関係企業からの求人依頼を受け付けた。またコロナ禍に対応した相談体制としてweb会議システム等を活用したオンライン相談に対応する体制を構築した。	◎	目標を上回るマッチング件数を達成した。今後もマッチング数の増加を目指し、以下の対応策を実施する。 ○出張相談 100回の実施を実施し一定の相談者を獲得できたが、更なる利用者獲得のためのSNSやLINEなどで広報を行う。 ○活動先の開拓強化 センターの人員を2名から3名に増員したが、人員の入れ替わりがあり十分に開拓強化ができなかった。職員の育成を強化していく。 ○ICTを活用した情報発信、相談体制の構築 ホームページを開設し、新規利用者の獲得、関係企業からの求人依頼を受け付けた。ホームページの周知のためSNSやLINEなどで広報を行っていく。
I	(1)	2	①	地域の課題解決に向け、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材の育成が求められている。	ちばし地域づくり大学校	地域課題の解決力を強化するため、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を養成します。	修了者数(人)	72	72	72	終了者数(人)61人 地域福祉活動・ボランティア活動に参加する人材や、地域福祉活動・ボランティア活動の知識、技能、経験や幅広い視野を身につけ、地域での活動においてリーダーとして活躍できるような人材を養成することを目的として講座を実施した。 入門コース：定員20人×1クラス=20人 基礎コース：定員20人×2クラス=40人 ステップアップコース：定員30人×1クラス=30人	◎	受講生アンケートでは高い評価を得ているものの、修了者数は、R2:76人、R3:68人、R4:61人と新型コロナウイルスによる受講者数の減に伴って減少している。SNSやLINEなどを使って広報を強化するなどし、コロナ前の水準以上に受講者数を増やしていく。
I	(1)	3	①	高齢化の進展に伴い、高齢者に関する各種相談に応ずるとともに、介護予防と生きがいづくりとして高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動や世代間交流等の機会を提供する場が必要である。また、ボランティア気運を醸成するため、受け入れ体制の整備等が必要となっている。	いきいきプラザ・いきいきセンター(老人福祉センター)の管理運営	健康で生きがいのある生活が送れるよう、生活相談や健康相談、介護予防訓練、各種講座や趣味などの活動支援事業を実施します。	延べ利用者数(人)	627,077	631,102	639,420	延べ利用者数402,698人 コロナ禍の影響で諸室の定員を2分の1にしたり、カラオケ、合唱などの活動を制限した期間があり、目標を達成できなかった。	○	コロナ禍で利用を見合わせた者が再度施設を利用するよう、市政だより、SNS、近隣自治会への回覧など積極的な広報を実施する。
I	(1)	4	①	シルバー世代が長年にわたり培ってきた知識・技能・経験を活かし、生きがいの充実や地域貢献ができるよう、就業の場を提供するシルバー人材センターの運営を補助しているが、会員の高齢化等に伴い、会員数も減少傾向にある。組織の活性化を促し、雇用開拓による新規会員の増強や介護・育児等の人手不足分野へのマッチング体制の強化が重要となっている。	シルバー人材センター	高齢者の就業機会創出のため雇用開拓をさらに進めるとともに、人手不足の介護分野の担い手となるべく訪問介護事業所(生活援助)を設立します。	就業延べ人員(人)	217,596	218,992	221,879	就業延べ人員(人)187,749人 ホームページを活用した入会の促進 毎月の就業相談会の開催 出張相談等によるアウトリーチの強化 女性会員の活躍推進のためのチラシ配布・企画講座の実施 生活援助型訪問サービス事業	◎	新型コロナウイルスの影響を受け、就業延べ人員は、R1:214,955人、R2:192,693人、R3:186,685人と減少してきているが、減少傾向が続いていた全員数がR4年度は、わずかながら増加してきており、次のような取り組みにより、コロナ前の水準以上に就業者数を増やしていく。 ホームページを活用した入会の促進 毎月の就業相談会の開催 出張相談等によるアウトリーチの強化 女性会員の活躍推進のためのチラシ配布・企画講座の実施 生活援助型訪問サービス事業 (R3.10月開始。就業延べ人員は、R3:68人、R4:370人)
I	(1)	5	①	会員の高齢化や役員の担い手不足等により会員が減少していることから、負担を軽減し活動を継続させていくための支援やクラブへの入会がメリットをもたらす魅力あるクラブづくりに取り組んでいく必要がある。(令和2年度末会員数:11,795人)	老人クラブの育成	地域の自主活動団体である老人クラブが介護予防・社会奉仕活動に積極的に取り組めるよう、会員の増強や事務負担軽減について指導・育成します。	単位老人クラブの会員数(人)	11,940	12,017	12,175	単位老人クラブの会員数(人)9,452人 ・講師派遣事業の指針の推進 コロナ禍においても少人数・小規模で開催できる内容の強化を行い、区・地区・単位クラブの活動のサポートを行った。 ・eスポーツ活動の取り組み 認知症予防に効果があると期待されており、前年度より実験的にやってきたeスポーツ活動を取り入れ、地域の老人クラブ活動を容易に行えるようサポートを行った。	○	新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていた期間は、活動が思うようにならず、事業の中止が続いてしまっていた。 eスポーツ活動においては、初回の体験時にゲームを行うことに関して抵抗感がある方もいるので、介護・認知予防に効果があること等効果の説明や、区、単位老人クラブにおいても団体で活動できるよう普及させる取り組みを今後も充実させていく。
I	(1)	6	①	超高齢社会に対応するため、社会福祉施設等を地域の福祉拠点として活用し、地域住民と協働して様々な地域連携事業を行い、介護予防と生きがいづくりを促進する必要がある。	高齢者福祉施設の地域福祉拠点としての利用促進	地域の福祉拠点を増やすとともに、社会福祉法人と地域住民の交流を促すため、高齢者福祉施設が有する地域交流スペースの利用を促進します。	地域住民による利用を促進するため、施設名、利用時間、利用料金、利用できる活動の種類をHP及び「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」等に掲載するなどの情報発信を行った。	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、面会制限などの措置が長くとられてきており、地域による利用が停滞している。今後の感染防止策と調整を取りながら、施設側に対し再開を求めていく。				

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)						
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②		
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)				(R5)	
I	(1)	7	①	今後、ますます高齢者人口が増加していく中で、高齢者自身の介護予防促進は重要である。一方で、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、介護施設等におけるボランティア受入が以前に比べて困難になっており、ボランティア登録者の活動の場が制限されている。	介護支援ボランティア	介護予防及び地域における支援の担い手を増やすため、登録者数の拡大や受入施設とのマッチングを強化し、活動の促進を図ります。	ボランティア登録者数(人)	2,500	2,600	2,700	・ボランティア登録者数 2072人 ・新規登録研修の開催 3回実施した。 ・受入登録施設における受入状況の確認 333件の登録施設に対して受入状況に関するアンケートを実施し、86件の登録施設から回答があった。そのうち受入を実施している施設が15件、条件付きで受け入れている施設が16件、受入を中止している施設が55件だった。	○	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、受入れを(一時)中止している介護施設が依然として多く、ボランティア登録者の活動の場が制限されている。介護施設側の負担も考慮しつつ、受入状況について適宜確認し、登録者へ情報提供することで、登録者の活動場所を確保することに努める。
I	(1)	8	①	より多くの市民の方に施設を利用していただき、ボランティア活動・市民公益活動への参加を促すため、数値目標を設定した。指定管理者によるノウハウを活かしたサービスの提供や効果的なPRを行っている。施設の認知度向上のため、今後も積極的に施設のPRを行っていく。(令和3年度末登録団体数:777団体)	千葉市民活動支援センター	指定管理者のノウハウを生かした各種講座や相談業務の実施により、市民活動団体の活動の底上げを図るとともに、活動場所の提供や団体間の交流促進を図っていきます。また、さらなる施設の認知度向上を図るため、積極的なPRを行っていきます。	登録団体数(団体)	780	790	800	対面とWEBを併用したイベント等の実施により、Withコロナに向けた利用者の参加促進と交流促進を図った。また、HPや「ちばさほ通信」、特にSNSを活用した効果的な情報発信を行い、施設の認知度向上に努めた。 ○登録団体数: 761団体(R5.3月末現在)	◎	令和4年度に登録団体情報の更新を行ったところ、「団体を解散した」等の理由により登録の抹消を希望する団体が多数あり、令和3年度に比べて登録団体数が減少した。引き続き、団体向けの各種講座や相談業務を実施し、団体活動を持続可能にするための支援を行うとともに、SNS等を活用した情報発信を行い、施設の利用促進を図る。
I	(1)	9	①	少子高齢化や地域の担い手不足が進んでおり、生活支援コーディネーターと連携し、地域の実情に応じた通いの場の創出や活動支援、担い手の発掘等に取り組む必要がある。	生活支援体制の充実	第2層(日常生活圏域を担当)生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。	第2層生活支援コーディネーター配置区域数(区域)	6区 28圏域	6区 28圏域	6区 28圏域	第2層生活支援コーディネーターの各あんしんケアセンターへの配置を進め、高齢者の活動の場の支援やニーズ把握、情報収集・提供等の活動を行った。定例会や研修会、チーム活動の継続等により、活動の効率化と資質向上に努めた。 ・6区25圏域に配置	◎	未配置のあんしんケアセンター運営受託法人に対して、引き続き生活支援コーディネーターの配置を促していく。担い手不足や後継者問題のほか、コロナ禍が続いたことによる地域活動の停滞等の課題がある。アフターコロナ・ウィズコロナを踏まえ、地域の生活支援サービス(インフォーマルを含む)の把握、活動支援、創出等に取り組む、生活支援・介護予防サービスに繋げていく。
I	(2)	1	①	「日頃、健康づくりに取り組んでいない」市民が約半数いる状況であり、市民の意識醸成を図り、主体的に健康づくりに取り組む市民を増やすことが必要である。	健康づくり広報・啓発	健康づくりの重要性を訴え、興味を持たせることで健康づくりに取り組む市民を増やし、健やか未来都市ちばプランの重点項目等(栄養・食生活、地域の絆による社会づくり、喫煙等)について周知を行うことで具体的な行動を促すとともに、「100年ダンス」等の周知により、誰もが手軽に運動習慣を身につけるきっかけづくりを行います。また、高齢者が活用しやすい情報提供の方法を検討します。					健康づくりに係る意識醸成を図るため、「人生100年時代」及び健やか未来都市ちばプランの5つの重点項目についてのリーフレット等を作成し、周知・啓発を行った。また、民間企業と連携した減塩の取組みを引き続き行った。	○	健康づくりに関する啓発は、項目や対象範囲が幅広く、情報が多すぎると伝わりにくくなってしまふことから、テーマを絞った効果的な啓発を行っていく。
I	(2)	2	①	ウォーキング等、市民がいつでもどこでも気軽に取り組める運動を普及している。しかし、65歳以上の男性の身体活動量及び運動習慣、20歳から64歳の女性の運動習慣の割合が増えている現状がなく、改善が見られていないことが課題である。	健康づくりへの支援	個人が無理なく健康づくりに取り組むきっかけとして、ウォーキングを推進し、地区組織等が行う健康づくりの取組みに対し、ポイント付与等の支援を実施します。	支援団体数(団体)	70	70	70	個人が行う健康づくりの支援としてちばしウォーキングポイントを実施し参加者にちばしポイントを付与することで運動習慣の普及啓発を図った。 地区組織等が行うラジオ体操等の健康づくりを点数化しインセンティブ付与することで運動習慣の普及啓発を図った。 【実績 申込み団体数:110団体 当選団体数75団体】	◎	個人が行うウォーキングの参加者および地区組織の応募団体数は増加している。また、必要と思われる市民や団体等には、保健師等が直接、案内及び説明を行っており、健康づくりに取り組むきっかけづくりや継続支援ができています。参加団体からの要望や申込団体数の更なる増加を目指すため、当選数を80団体に増やす。
I	(2)	3	①	・講演会などの集団健康教育及び禁煙に関する個別健康教育等を実施している。 ・様々な機会を捉えて、COPD(慢性閉塞性肺疾患)の普及・啓発に努めているが、認知度(H28年度 25.6%)の向上が課題である。	健康教育	生活習慣病の予防など健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることで、主体的な健康づくりを促します。	医師講演会回数(回)	18	18	18	健康に関する正しい知識の普及を図るため、講演会などの集団健康教育を行うほか、禁煙に関する個別健康教育を実施した。また、様々な機会を捉えて、COPD(慢性閉塞性肺疾患)の普及・啓発に努めた。医師講演会は18回実施した。	◎	COPD(慢性閉塞性肺疾患)の認知度向上のため、様々な機会や媒体等を活用した周知に努める
I	(2)	4	①	栄養改善、口腔機能の向上、ロコモティブシンドローム予防、認知症予防等、介護予防に関する講演会や教室を実施している。フレイル予防についても普及・啓発を進めることが課題である。	介護予防教育	運動・栄養・口腔ケア等介護予防に関する事項について、正しい知識や情報を普及することで、高齢者本人が自主的に継続して介護予防に取り組めるように支援します。	フレイルに関する講演会開催回数(回)	6	6	6	介護予防に関する正しい知識の普及を図るため、講演会などの集団健康教育を行うほか、医療専門職によるセミナーや健康講話を実施した。また、健診結果により健康課題のある方に介護予防に資する情報や健康課が実施する事業の情報提供を行った。加えて、花見川区と若葉区において「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業を開始し、健康課の医療専門職が地域の通いの場に出向き、フレイル予防の啓発を行ったほか、健診結果等から抽出した高齢者に、介護予防のための個別支援を実施した。講演会は6回実施した。	◎	フレイル予防には、高齢者自身に正しい知識を持っていただくとともに、自主的に取り組んでいただくための意識の醸成が必要であることから、様々な媒体を活用した周知啓発を継続して実施する必要がある。また、介護予防に向けたセミナーの内容を検討する必要がある。

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)				
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)			
I	(2)	5	①	総合型介護予防事業として、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」、「認知機能低下予防・支援」といったプログラムを実施する。また、特に男性高齢者の興味・関心をひくプログラム構成となるよう、アミューズメントカジノ等を取入れている。出来るだけ多くの方に参加してもらい、受講後、自ら介護予防につながる行動がとれるよう支援していくことが課題である。高齢化が進展する中、高齢者が要介護状態等となることを未然に防ぐ必要があることから、予防策を実施する。	チャレンジシニア教室	市内に住居登録のある65歳以上の方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象に、介護予防教室を実施します。体操、アミューズメントカジノ、料理実習など、楽しみながら体験できるよう講座を企画・運営しています。	各区で3期に渡り実施したが、第2期の花見川区(花島公民館)において参加希望者がおらず中止となってしまった。 令和4年度の参加者人数は189名であった。教室参加後に効果があったと感じた人の割合は83.6(アンケート回答者数153名)%,教室終了後に運動などの活動を続けたいと思った人の割合は81.6%(アンケート回答者数153名)であった。	◎	多くの方に参加いただけるように、開催する会場の検証を行う。 また、関係機関との連携や様々な媒体を活用して、事業の周知啓発を行う。		
I	(2)	6	①	プロのサッカーチームや野球チームの知名度を生かし健康づくりプロジェクト(介護予防事業)の周知を行っている。高齢者向けにアレンジした体操、ダンス、ストレッチの他、認知機能低下予防につながるエクササイズなどを行う。受講後、自ら介護予防につながる行動がとれるよう支援していくことが課題である。	健康づくりプロジェクト	プロスポーツチームのトレーナー、アカデミー(子ども向け)のコーチなどが講師となり、高齢者向けにアレンジした体操、ダンス、ストレッチの他、認知機能低下予防につながるエクササイズなどを行っています。※市内に住居登録のある65歳以上の方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象としています。	ジェフユナイテッド市原・千葉及び千葉ロッテマリーンズと連携し、介護予防プログラムを実施した。 ジェフユナイテッド市原・千葉によるプログラムの参加者数は116名(初参加93名/80.1%)であった。 千葉ロッテマリーンズによるプログラムへの参加者は42名(初参加42名/100%)であった。	◎	コロナ禍の影響により、運動の機会が減少してしまった方や、運動習慣がない方に広く参加していただけるように、関係機関との連携や様々な媒体を活用して、事業の周知啓発を行う。		
I	(2)	7	①	高齢者が気軽に介護予防の習慣を身につけることができるよう市と協定を締結した市内のフィットネスクラブにおいて、介護予防に資する運動を利用者に行ってもらおう。ジム(マシン)、スタジオプログラム(ヨガ他)、プールの中からお希望する運動を体験してもらおう。事業は利用期間2か月間、利用回数最大8回まで。特に運動習慣のない方に、事業終了後に利用者に何らかの運動習慣を身に付けて頂くことが課題である。	シニアフィットネス習慣普及	市内に住居登録のある65歳以上の方で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象に、フィットネスクラブを利用する費用の一部を助成(利用回数8回を上限)します。※1度制度を利用した方は次年度から3年度の間は申込できません。	市内14カ所のフィットネスクラブにおいて年間4コースを開催し、85名の参加であった。 参加終了後に健康状態が良いと感じた人の割合は74%、また、体を動かすことが習慣になっている人の割合は70%であった。	◎	コロナ禍以降、参加者が低下している状況が続いている。新型コロナウイルスの影響により運動の機会が減少してしまった方や運動の機会がない方に参加いただけるように事業の周知を行っていく必要がある。また、参加者が事業終了後も運動を継続していただけるように、フィットネスクラブと連携し、事業参加中に働きかけを行う必要がある。		
I	(2)	8	①	・生活習慣病は自覚症状がないまま進行する。糖尿病などの生活習慣病は、国保の医療費の3割を超え、65歳以上では約4割を占める。メタボ該当者及び予備群は、50歳代以降の男性の約5~6割を占める。 ・特定健診の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少しており、約6割の被保険者の健康状態は把握できていない。引き続き、特定健診受診率、特定保健指導の実施率の向上を目指した取り組みが必要である。 ・後期高齢対象者について、広域連合の目標値には達していない。未受診者のうち、通院中の割合が大半を占めるため、今後、受診率向上の取り組みを検討していく。向上のための取り組みを検討する必要がある。	特定健康診査・健康診査	国民健康保険加入者に対し、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査を実施するとともに、生活習慣病のリスクがある方に特定保健指導を実施します。また、75歳以上の後期高齢者医療加入者には、フレイルなど高齢者の特性を踏まえて健康状態を総合的に把握することを目的とした健康診査を実施します。	・受診率の低い40~50歳代に重点を置き、受診勧奨(通知・電話・SMS)を行った。 ・39歳へ受診勧奨(通知)を行った。 ・健診結果のデータ提供事業について新たな層(薬剤師会)へ啓発を行った。 ・チラシやウエットティッシュの配布による啓発を行った。 令和3年度 特定健康診査受診率 31.6% 健康診査受診率 31.0% (令和4年度の受診率が確定するのは11月のため、令和3年度受診率で評価を行った。)	○	【課題】 ・受診率は30%台で停滞しており、年代別に見ると40~50歳代の受診率が低い。 【対応策】 ・引き続き受診率の低い40~50歳代に重点を置き、受診勧奨(通知・電話・SMS)を行う。 ・39歳へ受診勧奨(通知)を行う。 ・健診結果のデータ提供事業について、啓発活動を継続する。		
I	(2)	9	①	健康増進法第19条の2の市町村による健康増進事業の実施をもとに各種検診を実施し、市民の健康保持を図る。がん検診については国のがん対策推進基本法において、受診率50%が掲げられている。受診環境の整備等を行っているが、近年市検診の受診者数はやや減少傾向であり、広報・啓発等に努めていく必要がある。	がん検診・骨粗しょう症検診・歯周病検診	がん等の早期発見・早期治療を図るため、対象者に受診券を送付し受診勧奨を行うとともに、年度後半には再勧奨通知を送付するなど、受診率向上に向け取り組みます。 (国が指針に示す対策型検診 胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)	①中学校2年生へ啓発を実施。 ②年度当初のがん検診受診勧奨において、国保被保険者への送付を継続した ③がん検診の受診結果がマイナポータルで閲覧できるようにし、市町村間の情報連携をとれるようにした。 ④新型コロナウイルス感染症の影響により検診等を見合わせた受診者(節目検診等)に対し、令和4年度に受診できるように対象期間を延長した。 ⑤集団検診のWEB予約と電話予約のためのコールセンターを設置した。	◎	課題:受診率が国が示す目標の50%に達したが、女性の受診率が男性と比較して低い。 (本市R1→54.8% 国民生活基礎調査・4年ごとに実施) 対応策 ① わかりやすい啓発物を作成し啓発活動の実施 ② 罹患率が高く受診率の低い大腸がんの不定期受診者や、子宮・乳がんの罹患率が高い年齢層への再勧奨の実施を継続。 ③子育て世代・女性のがん検診受診率の向上のため、集団検診のこどもの見守りを実施する。		
I	(3)	1	①	高齢になると、フレイル状態等の様々な課題を抱え、きめ細かい支援が必要となるが、保険者の変わる75歳を境に、保健事業の実施主体が市と後期高齢者医療広域連合に分かれてしまい、保健事業の連続性を保つことができていない。また、疾病予防・重度化防止を目的とした保健事業と、生活機能改善を目的とした介護予防において情報や資源が共有されていないため、今後は包括的な支援を行えるよう体制を確立する必要がある。	住民主体の通いの場に対する医療専門職派遣(高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のための医療専門職の配置)	住民主体の通いの場に医療専門職を派遣し、フレイルに関する知識の周知を行うとともに、参加者の健康状態を把握し、支援が必要なものについて地域関係機関(医療機関、あんしんセンター)等と連携した支援を行います。	令和4年度は、花見川区及び若葉区に医療専門職を配置し、住民主体の通いの場において、フレイルに関する健康教育や健康相談を実施するとともに、質問票等を使用して参加者の健康状態に合わせた支援を行った。また、質問票や健診データ等から、介護予防や受診が必要な対象者を把握し、地域関係機関と連携した支援を実施した。	○	花見川区と若葉区健康課に医療専門職(保健師(常勤)、保健師又は看護師(会計年度任用職員)、管理栄養士(会計年度任用職員)、歯科衛生士(会計年度任用職員))を配置し、通いの場への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)と個別的支援(ハイリスクアプローチ)を実施した。 通いの場への関与では1,731名の方に啓発及び健康相談を実施した。また、個別的支援では165名の方にアプローチを行った。		

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)						
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②		
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)				(R5)	
I	(3)	2	①	介護を必要としない期間を出来る限り長くするには、フレイル対策の視点を持ち、徐々に進行する状況の時点において、社会的、身体的、精神的側面から介護予防の取り組みを推進することが求められる。そのために、上記取組を効果的に推進していくためには、リハビリテーション専門職の活用を図ることが必要である。	住民主体の通いの場へのリハビリ専門職による支援(地域リハビリテーション活動支援)	あんしんケアセンターや千葉地域リハビリテーション広域支援センターとの連携により、リハビリテーション専門職による住民主体の通いの場への技術的助言、立ち上げ支援等を行います。					◎	令和4年度は、令和3年度に比べ依頼件数は増加したものの、予定上限件数100件には満たなかった。あんしんケアセンターを通しての申し込みとなるため、あんしんケアセンターと連携し、継続して事業の利用に向けた周知を行う必要がある。	
						事業利用者の満足度(%)	70	70	70				
I	(3)	3	①	一人暮らし高齢者の急激な増加が見込まれており、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活が送れるよう、介護予防・重要化防止に取り組む必要がある。その一策として交流の場や通いの場や見守り活動が展開されているがまだ十分ではない。	生活支援体制の充実【再掲】	第2層(日常生活圏域を担当)生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。					◎	未配置のあんしんケアセンター運営受託法人に対して、引き続き生活支援コーディネーターの配置を促していく。担い手不足や後継者問題のほか、コロナ禍が続いたことによる地域活動の停滞等の課題がある。アフターコロナ・ウィズコロナを踏まえ、地域の生活支援サービス(インフォーマルを含む)の把握、活動支援、創出等に取り組み、生活支援・介護予防サービスに繋げていく。	
						第2層生活支援コーディネーター配置区域数(区域)	6区 28圏域	6区 28圏域	6区 28圏域		・6区25圏域に配置		
I	(3)	4	①	高齢者の低栄養はフレイルを招き、要介護状態へと繋がるリスクがある。地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動に繋げる必要がある。	高齢者の低栄養防止	健診受診者のうち低栄養が疑われる方に基本チェックリストを活用し、専門職(保健師、管理栄養士等)が関与することで、支援が必要な高齢者を把握し、必要に応じた介護予防事業へ繋がります。					○	対象者に介護予防事業を案内するが、事業の利用に繋がっていない現状がある。高齢者自身も低栄養に対する認識が低い方が多く、アプローチを行っても事業の利用に繋がらない現状があるため、初回のアプローチ時の説明内容や送付資料にて、低栄養について認識を高めていただくような工夫について検討が必要である。また、あんしんケアセンターの他、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施によるハイリスクアプローチと連携し、対象者を事業に繋ぐように図る。	
I	(3)	5	①	介護予防の必要性の理解は高まり、活動の場も増えつつあるが、取り組みにまで至らない層が見受けられる。自分事として受け止め、継続的に取り組む高齢者をさらに増やしていく必要がある。	介護予防の普及啓発の強化	あんしんケアセンターなどにおいて、パンフレットなどの配布や講演会・相談会等のイベントを開催し、介護予防に関する知識の普及・啓発を実施します。					◎	コロナ禍での外出自粛等により、高齢者の心身の機能低下が懸念され、一人ひとりの介護予防への取り組みの必要性が増している。アフターコロナ・ウィズコロナを踏まえ、あらゆる機会を通して、普及啓発に努めていく。	
						イベント参加者延べ人数(人)	20,000	30,000	40,000		・イベント等参加者延べ人数 25,098人		
I	(3)	6	①	自立支援、介護予防等の推進においては、地域の住民主体の生活支援・介護予防サービスのさらなる情報収集やきめ細やかな継続支援、新たな開発などが不可欠である。また、情報の一元化や活用の促進においては、「千葉市生活支援サイト」をタイムリーに更新し、有効活用していくことが必要である。	千葉市の生活支援サイト(介護予防情報)の充実	地域住民を主体とする生活支援・介護予防サービスについて、生活支援コーディネーターが活動状況を調査し「千葉市生活支援サイト」に公開することにより、市民に周知を図ります。併せて、関係機関に生活支援サイトの周知を図ります。					○	多くの市民や関係機関に情報を届けられるよう、「千葉市生活支援サイト」について、さらなる周知が必要である。情報の更新・活用がタイムリーに行えるよう、資源情報の収集及び関係機関や地域との連携協働に取り組む。	
						生活支援サイト情報公開数(件)	維持 ~増加	維持 ~増加	維持 ~増加				
I	(3)	7	①	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、介護予防への意識の高まりは見られるが、取り組みにまで至らない層が見受けられる。正しい知識に基づいたセルフマネジメントの普及啓発による介護予防のさらなる取り組みが必要である。	いきいき活動手帳(介護予防手帳)を活用したセルフマネジメントの推進	高齢者が自ら介護予防に取り組んでいただくよう、介護予防手帳(いきいき活動手帳)を活用し、正しい知識に基づいたセルフマネジメントを推進します。また、あんしんケアセンター以外の関係部署でも、高齢者との関わりの中で介護予防手帳を活用する体制を構築します。					○	アフターコロナ・ウィズコロナを踏まえ、関係部署と連携し、様々な機会を捉え、いきいき活動手帳を活用したセルフマネジメントにつなげていくことが必要である。	
						配布数(冊)	1,500	2,000	2,500		R1:1157冊、R2:244冊、R3:1556冊、R4:1438冊		
I	(3)	8	①	介護・支援を必要としない高齢者の割合(H26年度85.1%)はほぼ横ばいであり、地域活動の担い手への負担や担い手自身の高齢化も見受けられる。そのため、高齢者が主体的な介護予防活動を継続し自ら取り組むことができるようさらなる支援が必要である。	地域の介護予防活動の育成・支援	あんしんケアセンターは、生活支援コーディネーターと協力して、地域に不足するサービスの創出、様々なサービスの担い手となる人材を育成するとともに、主体的に介護予防活動に取り組む地域組織や住民グループを支援します。					◎	コロナ禍が続いたことにより、担い手不足や後継者問題、地域活動の停滞等の課題がある。アフターコロナ・ウィズコロナを踏まえ、地域における住民主体の通いの場に対し、運営支援や担い手のサポート・育成が必要である。	
						地域の介護予防活動の育成・支援(人)	10,000	20,000	30,000		・介護予防活動の育成・支援 21,694人		

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)				
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)			
I	(3)	9	①	介護予防活動に取り組む地域住民に対して、運動、口腔、栄養等の介護予防活動を総合的に進めるように技術支援を行う必要がある。	地域活動支援	介護予防の「ちばしいいきいき体操」などを行う住民主体の場を充実するために、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。	高齢者が身近な場所で介護予防活動を継続していけるように、介護予防活動に取り組む地域住民に対して、運動、口腔、栄養等の介護予防に関する技術支援を行った。新型コロナウイルスの影響もあり、参加延人数はR3年度より増加したものの、2,956名であった。現地での活動支援が行えなかったことへの対応として、千葉県ホームページ、YouTubeによる筋力及び口腔の運動の配信した他、電話、紙面での支援を実施した。	△	令和3年度に比べ地域活動支援の参加者は増加したが目標値には達していない。参加者の増加に向け、関係機関と連携しながら、通いの場等に事業の周知を行うとともに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」により訪問した通いの場等に対する継続支援を行うことで、より多くの市民に介護予防に関する技術支援及び情報提供を行っていく。		
						参加者延べ人数(人)	5,500	5,500	5,500		
I	(3)	10	①	介護予防の運動等の普及・啓発ができるよう、指導に必要な基礎知識を学ぶとともに、実践的なグループワークを通して、自主グループを牽引できるシニアリーダーを養成するため、シニアリーダー養成講座の実施を各区2コースずつ行っているが、養成講座受講者数が定員に満たない状況にある。	シニアリーダー養成講座・地域活動支援	介護予防の運動等の普及・啓発ができるよう、指導に必要な基礎知識を学ぶとともに、実践的な講義を通して自主的に介護予防活動ができるシニアリーダーを養成します。	感染対策を十分講じたうえで、対面による養成講座を実施した。各区で2コースを開催し、99名が修了し、全員が活動登録を行った。(活動登録100%)	◎	養成講座受講者が減少しており、体操教室の充実に向け、受講者を確保する必要がある。修了者が地域での介護予防活動を実践できるよう支援を行う。		
						養成講座修了者が活動登録をする割合(%)	100	100	100		
I	(3)	11	①	糖尿病などの生活習慣病は、国保の医療費の3割を超え、65歳以上では約4割を占める。自覚症状がないまま進行し、慢性腎臓病となった場合、医療費割合は1人あたり420万円と高額である。	糖尿病性腎症の重症化予防	特定健診を受診し、その結果、糖尿病性腎症重症化のリスクが高いと判定された者に対し、早期から保健指導を実施します。	特定健診結果から抽出し、優先順位が高く主治医の了承が得られた196名の内、43名に対して保健指導を実施した。また、令和4年度より糖尿病治療中断者への受診勧奨を本格実施させ、対象者189名に対し受診勧奨を行った。	○	糖尿病治療者への保健指導対象者の抽出条件を拡大したことから、予算の制限から参加勧奨を行えない抽出者がいたため、参加予定数を十分に見込む必要がある。R5年度より予算上限人数を60名に増加する。		
I	(3)	12	①	UR賃貸住宅団地の居住者は、高度経済成長期以降に大量に入居したファミリー世帯の多くが、そのまま居住し続けて高齢者になったものと推量され、全国平均を上回る高齢化率となっている。UR都市機構では、少子高齢化への対応、地域包括ケアシステムの構築に資するため、地方公共団体、自治会、医療福祉関係者等と連携して、「UR賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化」の取り組みを行っている。2025年度までに全国で150団地の地域医療福祉拠点化の形成を目指しており、市内では花見川、幸町、千草台、あやめ台、高洲第一・第二、さつきが丘、真砂第一・第二団地の7か所9団地で取組が進められている。	UR都市機構との連携	UR都市機構との連携を推進し、地域医療福祉拠点の形成に向けた取組を進めるなど、高齢者世帯などに配慮したまちづくりの推進を検討します。	【政策調整課】 ・UR都市機構は、地域の関係者と連携・協力しながら、地域医療福祉拠点化の形成に向けた取組を引き続き実施する。 ・高州第二団地における少子高齢化対応拠点が開業した。 【地域包括ケア推進課】 地域ケア会議等により、UR都市機構や地域の関係者と、地域課題の共有や解決に向けた検討を行った。	○	【政策調整課】 ・UR都市機構は、地域の関係者と連携・協力しながら、地域医療福祉拠点化すべき団地について、すべて形成状態とした。「形成」以降も、引き続き地域医療福祉拠点化をはじめとする団地及び地域の活性化を推進していく。 【地域包括ケア推進課】 住民の高齢化、一人暮らし高齢者の増加等を踏まえ、UR都市機構や地域住民と連携を図り、地域課題の把握や介護予防・生活支援サービスの拡充に向け取り組む必要がある。		
I	(3)	13	①	自立支援・重症化防止に資する介護予防ケアマネジメントの強化を図るため、多職種が高齢者の自立支援という観点から検討する地域ケア会議(自立促進ケア会議)を活用してきた。高齢化の進展に伴い、高齢者自身がその有する能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、地域ケア会議を活用したさらなる取り組みが必要である。	地域ケア会議の充実	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取り組みを推進していきます。	高齢者の自立支援のためのケアマネジメント力を強化するため、地域ケア会議(自立促進ケア会議)を活用し、ケアプランの振り返りや地域課題の抽出を行った。	◎	自立支援を強化するための地域ケア会議(自立促進ケア会議)を活用し、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、地域全体で支援する必要がある。		
						地域ケア会議開催回数(回/年)	150	200	250		
I	(3)	14	①	地域ケア会議や生活支援コーディネーターによる協議体を設置したが、今後は高齢者の自立支援、介護予防、重症化防止に向け、この場を活用し、地域の課題抽出・共有を図り、課題解決に向けた資源づくりに取り組む必要がある	地域ケア会議と協議体の連携体制の構築	地域ケア会議や生活支援コーディネーターが開催する協議体(情報の共有・連携強化の場)が連携を図り、抽出された地域課題を共有するとともに、必要な地域資源の創出および継続を支援します。	地域ケア会議や協議体を活用し、あんしんケアセンターや生活支援コーディネーター、関係機関が協働し、地域課題の共有や地域資源の創出に取り組んだ。	◎	高齢者の自立支援・介護予防の観点から、地域の関係者が共通する課題や有効な支援策を関係機関と連携し検討していく必要がある。		
						協議体設置か所数(か所)	26	35	35		

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)				
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)			
Ⅱ	(1)	1	①	高齢化率の上昇に加え、高齢者に係る課題が複雑化・複合化してきており、あんしんケアセンター(出張所)の増設及び包括3職種の増員などにより、相談体制を強化・充実していく必要がある。	あんしんケアセンター(出張所)の増設及び職員の適正配置(地域包括支援センター運営事業)	高齢者等が身近な場所で相談できる体制を充実するため、出張所の増設を行います。また、高齢者人口に応じた包括3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)の増員を行います。	出張所の増設や高齢者人口の増加に応じた包括3職種の適正配置により、相談体制の強化を図った。	・包括3職種人数 149人	◎	高齢化の進展に加え、高齢者に係る課題が複雑化・複合化してきており、包括3職種の適正配置等により相談体制の強化を図る必要がある。	
Ⅱ	(1)	2	①	あんしんケアセンターの統括・総合調整・後方支援等を行う支援担当職員を各区保健福祉センター高齢障害支援課に配置してきたが、高齢者の抱える課題が複雑化・複合化してきており、支援体制の強化が求められている。	保健福祉センターによる支援の体制整備	保健福祉センターの支援担当職員による、より効果的な支援体制を整備し、あんしんケアセンターの機能強化とセンター間の平準化を図ります。	困難事例(虐待等を含む)等におけるあんしんケアセンターと支援担当職員の連携のほか、会議や研修等を通じ、支援体制の強化や各センターの資質向上に取り組んだ。		○	年々、地域や事例における課題が複雑化・複合化しており、あんしんケアセンター活動において、保健福祉センターとの連携や支援体制の強化が必須である。	
Ⅱ	(1)	3	①	あんしんケアセンター等運営部会での協議や委員による事業評価や意見聴取のほか、機能強化策についての検討も行ってきたが、引き続きあんしんケアセンターの運営体制の強化に向け取り組む必要がある。	あんしんケアセンターの事業評価に基づく機能強化	あんしんケアセンターの体制を強化するため、あんしんケアセンター等運営部会の専門家による客観的評価及び機能強化策の検討を行います。センター間の平準化を図るため、研修等の充実を図ります。	評価指標を用いた自己評価に対し、審議会において、専門家による客観的評価及び機能強化策の検討を行ったほか、地域関係者へのヒアリングを実施した。また、各種研修や事例検討等の機会を設け、資質向上に取り組んだ。		○	機能強化に向け、引き続き、客観的評価の導入や研修等による資質向上に取り組む必要がある。	
Ⅱ	(1)	4	①	新たなインフォーマルサービスは増えてきているが、十分に周知できていないものや、地域の利用希望に応えきれないものもある。また、地域活動の担い手への負担や担い手自身の高齢化が進んでいる。第2層生活支援コーディネーターを全圏域に配置し、生活支援体制の整備を促進させていく必要がある。	生活支援体制の充実【再掲】	第2層(日常生活圏域を担当)生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。	第2層生活支援コーディネーターの各あんしんケアセンターへの配置を進め、高齢者の活動の場の支援やニーズ把握、情報収集・提供等の活動を行った。定例会や研修会、チーム活動の継続等により、活動の効率化と資質向上に努めた。	・6区25圏域に配置	◎	未配置のあんしんケアセンター運営受託法人に対して、引き続き生活支援コーディネーターの配置を促していく。担い手不足や後継者問題のほか、コロナ禍が続いたことによる地域活動の停滞等の課題がある。アフターコロナ・ウィズコロナを踏まえ、地域の生活支援サービス(インフォーマルを含む)の把握、活動支援、創出等に取り組み、生活支援・介護予防サービスに繋げていく。	
Ⅱ	(1)	5	①	社会情勢の変化等により複雑多岐な問題を抱える事例が増えている。多職種連携会議や地域ケア会議等により、関係機関とのネットワークの強化や地域づくりをさらに進めていく必要がある。	地域ケア会議の充実【再掲】	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取り組みを推進していきます。	個別事例の検討のほか、あんしんケアセンター圏域または、複数圏域、区単位にて、地域課題の検討も含めた地域ケア会議を開催し、関係機関とのネットワークの強化を図った。	・地域ケア会議開催回数 245回	◎	複雑多岐にわたる問題を抱える事例や地域課題の共有・検討に向け、地域ケア会議を活用し、ネットワークの強化や地域づくりに取り組む必要がある。	
Ⅱ	(2)	1	①	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、多職種連携のための会議を地域の実情に応じて開催した。しかし、地域課題から施策化には至っていない。	地域ケア会議の充実【再掲】	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析及び解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取り組みを推進していきます。	地域ケア会議を活用し、複雑多岐にわたる問題を抱える個別事例の検討のほか、あんしんケアセンター圏域または、複数圏域、区単位にて地域課題の共有・検討を行い、ネットワークの強化及び地域づくりに取り組んだ。	・地域ケア会議開催回数 245回	◎	事例検討や地域課題の共有・検討により、ネットワークの強化や地域づくり、施策化に取り組む必要がある。	
Ⅱ	(2)	2	①	地域ケア会議や生活支援コーディネーターによる協議体を設置したが、今後はこの場を活用し、地域の課題抽出・共有を図り、課題解決に向けた資源づくりに取り組む必要がある。	地域ケア会議と協議体の連携体制の構築【再掲】	地域ケア会議と生活支援コーディネーターが開催する協議体(情報の共有・連携強化の場)の連携を図り、抽出された地域課題を共有するとともに、必要な地域資源の創出および継続を支援します。	地域ケア会議や協議体を活用し、あんしんケアセンターや生活支援コーディネーター、関係機関が協働し、地域課題の共有や地域資源の創出に取り組んだ。	・協議体設置か所数 51か所	◎	地域ケア会議と協議体の連携により、地域課題や有効な支援策を関係機関と連携し検討していく必要がある。	
Ⅱ	(2)	3	①	地域包括ケアを推進していく一つの方法として地域ケア会議を実施している。高齢者支援に向け関係者間での情報共有・支援方法の検討、地域課題解決に向けた効果的な体制づくりを進めるうえで地域ケア会議等に日常生活圏域単位的生活支援コーディネーターの参画も有効である。	生活支援体制の充実【再掲】	第2層(日常生活圏域を担当)生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。	第2層生活支援コーディネーターの各あんしんケアセンターへの配置を進め、高齢者の活動の場の支援や地域資源の情報収集・提供、資源創出のほか、地域ケア会議等へ積極的に参画した。	・6区25圏域に配置	◎	高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、地域資源の把握・創出及び地域のネットワーク構築に向け、生活支援コーディネーターが積極的に地域ケア会議を活用していく必要がある。	

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)						
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②	
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)	(R5)				
II	(3)	1	①	災害や感染症の流行などで、医療・介護専門職の会議や研修が行えない状況が続いたことで、入退院時や急変時などの情報共有や資源の把握が困難になる事態があった。 このため、ICTを活用した、情報共有や連絡体制を構築し、迅速かつ的確に情報を得て、多職種間の連携を維持できるシステムを検討する。	ICTを活用した在宅医療・介護の連携推進	災害時や感染症の流行などの事態にあっても、切れ目のない在宅医療・介護の提供を維持するため、ICTを活用したリモート会議、オンライン研修を推進し、途切れることのない在宅医療・介護連携を図ります。 在宅医療介護に係る地域資源の情報共有を推進するため、市民・事業者に向けた情報発信サイトを立ち上げます。	情報サイト閲覧数(件)	開設準備	開設	3,500	・ニーズ調査およびシステム開発企業からの情報収集の結果を反映した仕様書を作成した。 ・プロポーザル形式による業者選定をおこない、システムを稼働させた。	◎	○開設間もないため、市民や医療・介護専門職への案内、周知を行って、サイトの利用を促進する必要がある。 ○掲載情報について、回答のない事業所があり、内容にばらつきがある。 →ホームページ開設について、研修会や多職種連携会議の場などを通じて、医療・介護専門職向けに広報し、活用と情報更新の促進を図る。 →市内事業所向けにIDとパスワードを個別に配布し、情報更新、専門職向けコンテンツの活用促進を図る。
II	(3)	2	①	令和元年度の在宅医療介護実態調査で訪問看護事業所の約6割が赤字を経験している状況にあることが明らかとなったことから、運営マニュアルに基づく経営強化・多職種連携の管理者向け研修と、産業振興財団の事業を活用した個別支援を行う。	訪問看護ステーションへの支援	在宅医療・介護連携の中核を担う訪問看護ステーションの運営を支援するため、労務管理・人材育成など、事業経営の研修を実施します。 ステーションに講師が直接出向いて個別の助言や相談支援を行います。	個別相談指導(事業所数)	5	5	5	・作成したマニュアルに基づく研修の実施(R3:2回→R4:3回に拡充)。 ・コロナ禍で、個別の相談対応は行うことができなかったが、千葉県訪問看護ステーション協会と連携し、千葉地区部会の運営に関する要綱・要領の策定支援を行った。	×	○医療及び介護の報酬改定を見据え、経営や運営事務に関する訪問看護ステーションへの研修や相談支援を行う必要がある。 →千葉県訪問看護ステーション協会と連携し、新設の事業所への情報提供や相談対応を実施する。 →産業振興財団を活用した、個別の運営支援の実施する。
II	(3)	3	①	令和元年度の在宅医療介護実態調査で、訪問診療を受ける1か月あたりの患者数の推計が令和2年の7,556人から、令和22年に11,733人と1.5倍になることが予想され、今後、ニーズの増加とともに在宅療養を支援する専門職への支援が求められる。 在宅でのサービス提供体制を推進するため、医療介護資源情報の収集や相談対応など、在宅医療・介護連携支援センターの機能強化を図る必要がある。	在宅医療・介護連携支援センターの機能強化	現在の在宅医療・介護連携支援センターについて、市内の病院やあんしんケアセンターなどの関係機関と効率的な連携推進を図るため、相談体制の拡充を含め検討します。 これにより、切れ目のない相談支援を推進するとともに、入退院支援などにおける医療介護連携を迅速に支援できる体制を構築します。	相談件数(件)	400	450	600	・医療・介護専門職向けの相談対応(相談件数555件) (訪問件数50件) ・市内医療介護資源情報管理システムの稼働 ・在宅医療・介護連携支援センターの開庁時間などの市内医療機関、介護事業者へのアンケート ・関係施設に対する当センターの業務内容の周知(周知媒体:市内医療・介護機関300か所配布) ・在宅医療介護実態調査の実施に向けたプロポーザル準備	◎	○相談件数が年々増加し、内容も多様化しているため、より専門的かつ広範囲な相談対応が必要となっている。 ○あんしんケアセンターへのアンケートで、あんしんケアセンターや医療・介護機関と同じく、土曜日開庁を望む回答が多数となっている。 →センターの相談機能強化に向け、委託している保健医療事業団と連携し、精神保健福祉士等のコーディネーターの拡充について検討する。 →土曜日の相談対応に向け、関係機関・部署と調整する。
II	(3)	4	①	令和2年9月に厚生労働省が示した「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer3」において、多職種連携はPDCAサイクルに沿って実施する方針となった。 このため、現在本市で行われている多職種連携会議においても、課題抽出から対応案の検討、実施から評価に至るプロセスを見直し、あんしんケアセンターと連携して会議の在り方を検討する。	多職種連携の推進	各区のあんしんケアセンターの圏域ごとに、地域・医療・介護・生活支援などの関係者が参加する多職種連携会議を実施し、在宅医療・介護連携のテーマに基づいて、地域の抱える様々な課題を抽出し共有します。 抽出された課題は、地域ケア会議など市内で行われる会議と連携して、PDCAサイクルに沿って解決を図り、一体的に取り組みます。	多職種連携関係加算算定件数(令和2年度を100とする)	110	115	120	・多職種連携会議開催数 21回 会議からカスタマーハラスメントに対する課題を抽出し、ハラスメント防止啓発リーフレットを作成し、市内3,000か所に配布 ・在宅療養をテーマとした地域ケア会議を実施(全3回) ・ICTを活用したリモート会議、オンライン研修の推進。(開催及び開催支援数 95件) 令和2年度を100とした場合の連携に関する加算の算定件数 150	◎	○圏域や区によって、参加できる事業所や職種に偏りがあり、多くの専門職が参加しやすい開催とする必要がある。 ○会議で抽出された課題や問題を、継続して協議し、施策や事業の実施に繋げていく必要がある。 →多職種連携会議について、対面とオンラインを柔軟に活用し、必要に応じてハイブリット開催を検討するなど、医師会やあんしんケアセンターと連携し、コロナ後の開催の在り方について検討する。 →会議や研修から得た課題から、研修会の実施や手引き作成など、次年度も継続して事業・施策に反映させる。
II	(3)	5	①	千葉市医師会へ委託し、訪問診療に興味のある医師を対象に、訪問診療の経験豊富な医師と患者宅へ同行し、診療スキルや事務の研修を実施する。 千葉県が市内で行う類似の研修とも連携し、効率的な実施方法を医師会と進める。	訪問診療を行う医師の増強	令和元年度の在宅医療・介護実態調査による、在宅診療を必要とする患者数の将来推計2025年(9,862人)、2040年(11,733人)を見据え、今後増加が見込まれる在宅医療のニーズに対応するため、在宅医療の同行訪問研修を中心とする訪問医師増強研修を実施します。 訪問診療を行う診療所の事務職員向けの医療事務研修を実施します。	訪問診療算定回数(回)	15,500	16,000	16,500	・訪問診療を検討している医師を対象とした同行訪問研修の実施(医師会委託)(研修参加医師2人) ・訪問診療を実施する診療所の医療事務職員向けの医療事務研修の実施(1回) ・新たなコンテンツとして、末期がん患者への対応に関するスキルアップ研修の実施(3回) (訪問診療算定回数は、R5年度に実態調査を行って集計する。)	○	○感染症への対応など、医師が多忙を極めており、参加する医師の確保に努める必要がある。 ○訪問診療に関する報酬算定が複雑・多様化しており、医師の負担軽減の観点も含め、診療報酬の理解向上など医療事務職員のスキルアップが必要となっている。 →研修の実施について、医師会と連携して、なるべく多くの医師の参加を目指していく一方で、医師も多忙を極めていく点に留意し、無理なく参加できる方法を検討する。 →医療事務職員向けに診療報酬理解のための研修会を医師会と連携して実施する。
II	(3)	6	①	在宅で療養する患者に対し、訪問して薬剤管理を実施し、必要に応じて多職種や機関につなぐことのできる薬剤師の養成のため、薬剤師会が実施する所定の研修を受講した薬剤師を認定しているが、受講者の確保や受講後の認定薬剤師の活動促進を、薬剤師会と連携して進めていく必要がある。	在宅医療介護対応薬剤師の認定	在宅医療の分野で活躍できる薬剤師を増強するため、市の薬剤師会と連携し、在宅医療介護対応のための研修を実施し、受講した薬剤師を認定します。 診療報酬改定において、在宅医療に取り組む薬局に対する加算要件が追加されていることも踏まえ、効果的な研修内容を市の薬剤師会と共に企画し、在宅医療介護対応薬剤師を拡充します。	認定者数(人)	60	65	70	・薬剤師会と連携し、44名の研修修了者を認定し、ステッカーを交付した。 ・認定者の活用促進のため、在宅療養における多剤服用やお薬手帳の普及をテーマにした地域ケア会議を開催した。(全3回)	○	○在宅訪問を実施している薬剤師(薬局)は全体の4割ほどであり、在宅訪問を行う薬剤師を増やす必要がある。 ○在宅療養の場面における薬剤師と多職種の連携を促進し、在宅での服薬に関する問題に対応する必要がある。 →在宅医療に積極的に参加する薬剤師を増やすため、引き続き、養成研修を薬剤師会と連携して実施する。 →認定薬剤師を中心とした地域ケア会議を実施し、在宅療養に関する薬物療養の問題を多職種連携で検討する。

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)						
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②		
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)				(R5)	
II	(3)	7	①	入退院時は、療養の場所が大きく変化することから、サービス内容が大きく変容する可能性がある。このため、医療・介護専門職間の情報共有を円滑に行う取り組みが必要となっており、令和2年度に千葉市医師会など市内専門職の団体と協力して作成した「入退院支援の手引き」を活用し、連携の推進を図る。	入退院支援の強化	入退院時など、療養する場所が変化する際にも、継続して質の高いケアが提供されるように、「千葉県地域生活連携シート」の活用を促進するため、病院窓口一覧などを情報提供します。市内病院の地域連携室担当とケアマネジャーなどの関係者とのネットワークを支援し、入退院時に係る具体的な手引きの作成を進めます。				<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャー、訪問看護師など向けの病院窓口一覧の更新を行い配布をおこなった。 千葉市入退院支援の手引きを令和4年度の制度に合わせて更新し、配布をおこなった。 入退院支援の在り方について、多職種連携会議や地域ケア会議において、退院退所カンファレンスなどにおける課題を抽出した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 入退院時の連携強化のため、地域連携室窓口一覧の情報更新と各事業所への配布。 入退院連携に関する診療報酬の算定や必要な情報伝達の方法をまとめた手引きの更新。 入退院に関する課題や問題の抽出をテーマにした多職種連携会議の実施。 	
II	(3)	8	①	終末期の医療や介護のケアについて、支援する専門職の支援のため、関係機関と連携して、研修や講演会を実施するとともに、市民向けに終末期を迎えても自分らしく過ごす在宅支援の在り方について、シンポジウムを開催し、終末期の在宅療養について普及啓発する。	終末期における医療・介護の連携促進	<p>終末期を迎えても在宅で継続して過ごすため、専門職向けの終末期ケアの研修と相談支援を実施し、終末期の在宅医療・介護連携を構築します。</p> <p>終末期に関する意識を高めるため、エンディングサポート事業の一環として、市民向けの講演会を開催します。</p>	シンポジウム参加者数(人)	150	200	300	<ul style="list-style-type: none"> 終末期医療・介護連携の専門職向け研修・講演会を実施し、ターミナルケアについての対応力の向上を図った。 市民向け、終末期医療シンポジウムをエンディングサポート事業の一環として実施した(R4:15回 延べ参加者数616人) 終活及び終末期をテーマとした検討会を、地域ケア会議などと協働して実施した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 人生の最終段階における医療と介護について、患者・利用者が望む支援を適切に受けられるよう、専門職の対応力向上が求められている。 人生の最終段階に向けて、自分の望む生活を考え、その結果を関係者で尊重するために、ACPの普及啓発を行う。 医療・介護専門職及び有識者と連携し、専門職による人生の最終段階に向けた意思決定支援の対応力向上及び、ACPの普及啓発を図る。 市民向けにACPの普及啓発を図る。
II	(4)	1	①	終活の死後事務や財産処分など、支援する専門職にとって大きな負担となっている現状がある。とくに身寄りのない高齢者や低所得者の意思決定支援や葬祭の執行などが課題となっていることから、民間事業者や企業と協力して、相談や普及啓発を行い、終活に備えた仕組みづくりが必要になっている。	エンディングサポート(終活支援)	<p>終末期の医療・介護や死後の葬儀・埋葬・財産処分などの問題も含めた終活に関する相談支援を行い、エンディングに関する不安解消に繋がります。</p> <p>終活の啓発を行うために、リーフレットの作成・配布、市民向け講演会を開催します。</p>				<p>終活の普及啓発のため、民間企業と提携しセミナーや講演を実施した。また、専門職(主にあんしんケアセンター)向け研修(ACPを含む)を実施し、相談対応力の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民向けセミナー 開催回数 15回 専門職向け研修 開催回数 3回 相談件数 260件 <p>終活に関する幅広い啓発や相談対応ができるよう、新たに民間企業と連携協定を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規連携協定締結企業 1社 	○	<ul style="list-style-type: none"> 元気なうちから人生の最終段階について自分事として考えることができるよう、終活に関する普及啓発を推進する必要がある。民間企業との連携協定に基づき、市民向けセミナーの開催や相談対応のほか、専門職の対応力向上に取り組む。 	
II	(4)	2	①	終活の死後事務や財産処分など、支援する専門職にとって大きな負担となっている現状がある。とくに身寄りのない高齢者や低所得者の意思決定支援や葬祭の執行などが課題となっていることから、民間事業者や企業と協力して、相談や普及啓発を行い、終活に備えた仕組みづくりが必要になっている。	エンディングサポート体制の充実	<p>市民のニーズ調査や、関係団体との意見交換を行い、低所得の高齢者を含めた全ての高齢者が、必要な死後事務・生活支援等に関するサービスを受けることができる体制を検討します。</p>				<p>終活の普及啓発のため、民間企業と提携し、セミナーや講演を実施したほか、あんしんケアセンターを中心に市民からの相談に応じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民向けセミナー開催回数 15回 相談件数 260件 <p>終活に関する幅広い啓発や相談対応ができるよう新たに民間企業と連携協定を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規連携協定締結企業 1社 	○	<ul style="list-style-type: none"> 終活に関する普及啓発の推進や相談体制の強化を図るとともに、身寄りのない高齢者や低所得者を含む多くの高齢者が、利用しやすい身元保証や死後事務等のサービスとなるよう、民間企業との協働も視野に入れ、体制づくりについて検討していく必要がある。 	
II	(4)	3	①	終末期の医療や介護のケアについて、支援する専門職の支援のため、関係機関と連携して、研修や講演会を実施するとともに、市民向けに終末期を迎えても自分らしく過ごす在宅支援の在り方について、シンポジウムを開催し、終末期の在宅療養について普及啓発する。	終末期における医療・介護の連携促進【再掲】	<p>終末期を迎えた高齢者が自宅で継続して過ごせるよう、専門職を対象に終末期ケアの研修を実施するほか、相談支援を行い、終末期の在宅医療・介護連携を構築します。</p> <p>終末期における意識を高めるため、市民向け講演会などを開催します。</p>	シンポジウム参加者数(人)	150	200	300	<ul style="list-style-type: none"> 終末期医療・介護連携の専門職向け研修・講演会を実施し、ターミナルケアについての対応力の向上を図った。 市民向け、終末期医療シンポジウムをエンディングサポート事業の一環として実施した(R4:15回 延べ参加者数616人) 終活及び終末期をテーマとした検討会を、地域ケア会議などと協働して実施した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 人生の最終段階における医療と介護について、患者・利用者が望む支援を適切に受けられるよう、専門職の対応力向上が求められている。 人生の最終段階に向けて、自分の望む生活を考え、その結果を関係者で尊重するために、ACPの普及啓発を行う。 医療・介護専門職及び有識者と連携し、専門職による人生の最終段階に向けた意思決定支援の対応力向上及び、ACPの普及啓発を図る。 市民向けにACPの普及啓発を図る。

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)					
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)	(R5)			
II	(5)	1	①	高齢者が地域で安心して暮らし続けられるように、地域交流の場の活性化や地域住民による見守りや支え合い活動の促進などをさらに進めていくことが求められる。また、日常生活に支障がある方や複雑化・複合化している課題を抱える方に対して適切に支援を実施する体制を構築する必要がある。	コミュニティソーシャルワーク機能の強化	複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び支え合い活動等の地域の取組みの立ち上げの支援をより一層推進するため、社会福祉協議会各区事務所に配置されているコミュニティソーシャルワーカーを1名から2名に増員し、地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉市社会福祉協議会各区事務所に配置されているコミュニティソーシャルワーカーを2人増員した。 ・コミュニティソーシャルワーカーが、複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対し、個別支援を行うとともに、個別支援を通じた地域課題の把握や地域のニーズに応じた地域における支え合いの仕組みづくりの構築を図った。 ○コミュニティソーシャルワーカー会議 年12回開催 				○	支援が必要になっても自分らしく地域で暮らし続けていくためには、地域住民等では解決できない複雑化・複合化した地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築が求められます。 コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援や地域との強い繋がりを活かした関係団体との連携がますます重要となるため、引き続き千葉市社会福祉協議会に対して支援を行い、コミュニティソーシャルワーク機能の強化に努めます。
II	(5)	2	①	高齢者が増加する中で、地域住民同士の共助及び互助をもとに地域住民等が主体的に実施する介護予防に関する支援活動を広げていく必要がある。	地域支え合い型訪問支援・通所支援	買い物、調理等の生活支援サービスや、体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等への助成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 買い物、調理等の生活支援サービスや、体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等への助成を実施した。 「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」の活用による周知等を行った。 【補助金交付(訪問支援)】支援実施団体数 3団体 ・補助対象利用者数 延べ81人 【補助金交付予定(通所支援)】支援実施団体数 3団体 ・支援実施場所数 3か所 ・補助対象利用者数 延べ834人 【登録団体数】訪問支援 6団体 通所支援 8団体 				○	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、申請が低調となったことから、より効果的な周知方法を検討するとともに、引き続き、生活支援コーディネーター等との連携を行い、登録団体数・利用者数の増加を図る。
II	(5)	3	①	高齢化や核家族化が進み、ごみ出しが困難な高齢者や障害者世帯が増加しているため、ごみ出しを支援する必要がある。	高齢者等ごみ出し支援	ごみ出しが困難な一人暮らし高齢者等の世帯に対して、協力員によるごみ出し支援を行う団体への助成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害者等の単身世帯でごみ出しが困難と認められる世帯のごみ出しを行う団体に補助金の交付を行った。 「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」の活用による周知等を行った。 ・補助金交付による支援世帯数 延べ1,093世帯 ・登録団体数 40団体 				○	活動の担い手となるごみ出し支援を行う団体が少なく、対象世帯であってもごみ出し支援を受けられないケースが少ないため、より効果的な周知方法を検討するとともに、引き続き、HP等により周知を行う。
II	(5)	4	①	高齢者が増加するなかで、在宅で高齢者を介護する家族の身体的、精神的負担をいかに軽減するかが課題となっている。	家族介護者支援	在宅で高齢者を介護する家族が、日常介護で特に困難と感じている介護技術の習得を支援するため、訪問レッスンや家族介護者研修を実施するとともに「家族介護者支援センター」において家族介護者の相談に対応し、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で高齢者を介護する家族等に対して訪問レッスンや家族介護者研修を実施するとともに、家族介護者の相談に対応した。 チラシの配付や市政だよりによる周知のほか、関係機関に制度周知を依頼した。 延べ研修参加者数(人):91人 訪問レッスン実施件数(件):84件 				◎	家族介護者研修受講者に対するアンケートで、本事業の認知度が低かったため、より効果的な周知方法について検討するとともに、引き続き、HP等により周知を行う。
II	(5)	5	①	ひとり暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の高齢者宅への定期的な訪問など、高齢者の見守りにつながる地域活動を開始しやすい環境を整備する必要がある。	高齢者見守りネットワークの構築	地域における見守り活動を実施するための活動拠点整備に係る初期費用を助成することにより、地域見守り活動の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 地域において新たに見守り活動を実施する団体に対し、初期費用の一部を助成し、地域の見守り活動の立ち上げを促進を図った。 「はじめての地域見守り・助け合い活動スタートガイド」の活用による周知等を行った。 ・初期費用交付活動団体数:3団体 				◎	初期費用の一部を交付した地域の見守り活動を行う団体による活動状況の把握ができていないため、必要な対応を検討するとともに、引き続き、HP等により周知を行う。
II	(5)	6	①	一人暮らしの高齢者などが緊急時にSOSを出せない状況を回避する必要がある。	緊急通報システムの活用	一人暮らし高齢者などの居宅に電話回線を利用した緊急通報装置を設置し、安否確認や緊急時の対応を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者などの居宅に電話回線を利用した緊急通報装置を設置し、安否確認や緊急時の対応を行った。 (R4年度)利用者数:4,533人 通報件数:319件(うち搬送件数:195件) 				◎	高齢化により利用者が増加し続けることが見込まれる中でも、本制度を維持するために、他政令市の状況等を参考に利用要件やサービス内容を精査し、制度の見直しについて検討していく。
II	(5)	7	①	本制度は、日常業務で地域を巡回しているライフライン事業者や宅配業者などの協力により、高齢者宅などの異変を発見した場合、区に通報してもらうことで、地域における孤独死の防止に努めるものである。孤独死を防止するためには、より多くの目で見守る必要があることから、協力事業者の拡大を目標に掲げている。また、孤独死増加の要因の一つとして、地域で支え合う機能の低下が挙げられることから、本制度を充実させ、地域住民に周知することで、地域による見守り活動の重要性を啓発していく必要がある。	孤独死防止通報制度	連絡会議の開催や事業者向け携行用カードの配布により、既存のライフライン事業者や配達事業者等の協力事業者に対して制度の周知を徹底するとともに、新たな協定締結に向けて各企業に働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 新たに2事業者と協定を締結しました。 また、協定事業者の連絡会議を、令和5年3月14日に開催しました。 				◎	協力事業者向け携行用カードを配布し、既存の協力事業者に対し制度周知を徹底するとともに、日常業務で地域を巡回しているライフライン事業者や配達事業者などに対して、新たな協定締結に向けての働きかけを行います。また、地域住民へ本制度を周知することで、地域での見守り活動の重要性を啓発しています。

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)					
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②	
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)				(R5)
II	(5)	8	①	本市の人口は、昭和40年代に入居が始まった大規模団地の建設などにより、急増したこともあり、そういった団地では高齢化が顕著である。また、集合住宅の構造上の問題として、エレベータが設置されておらず階段での昇降など、高齢者の外出を阻害する大きな要因となっている。	高齢者の移動支援	交通部局や社会福祉協議会等と連携し、高齢者の日常の買い物や通院などの支援に関する施策を推進します。				○	事業所等に対する階段昇降機の取得費用・運営経費等の助成を行うため補助対象事業者の募集を行ったが、全区に補助事業者が所在していないため、引き続き全区に補助事業者が所在するよう補助事業者の募集をし、助成を行う必要がある。	
II	(5)	9	①	高齢者がペットと暮らすことにより、健康増進効果・介護予防効果があると言われていた一方、最後までペットの世話が出来ないことを理由にペットを飼うことを諦めている高齢者も多いことから、高齢者が生きがいをもち、安心してペットと生活できる環境をつくる必要がある。	高齢者等を対象としたペットによる生きがいづくり	高齢者が生きがいをもち、安心してペットと生活できる環境をつくるため、一時飼育ボランティアへの高齢者の参加促進や、高齢者が将来ペットを飼育できなくなった場合に備えた支援をモデル的に実施します。				×	新型コロナウイルス感染症の影響により、協定締結および事業実施を延期した。	
II	(5)	10	①	地域運営委員会の結成に必須となっている団体間の活動エリアが異なっていることや、制度に対する理解が進まず、合意形成を得られない等の理由により、設立が伸び悩んでいる。	地域運営委員会の設置促進	将来にわたり、住民同士の助け合い、支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小・中学校区単位に地域で活動する様々な団体を構成される地域運営委員会の設置を促進します。(設置数:18団体)				△	地域運営委員会については、既に地域内で連携が取れており必要性が実感されづらい、必須5団体の構成区域が異なっている、委員会設立に伴う負担が大きい、といった課題があり、新規の設立には至らなかった。引き続き、未設置となっている各地区の実情等を把握し、これを踏まえた支援策を検討、実施するとともに、制度の改善に努める。	
II	(5)	11	①	ひとり暮らし高齢者や要介護状態の高齢者などが増加するなか、地区部会が行うふれあい・いきいきサロンは、高齢者に対して、地域とのつながりや、生きがいを提供するとともに、外出のきっかけを与え、介護予防や重度化の防止にも役立つことから、開催の拡大を目標に掲げている。市内全域において、サロン活動等の地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、人材育成、健康づくりなど、広く地域福祉の推進に取り組む、社会福祉協議会地区部会の活動を支援する。	社会福祉協議会地区部会活動の支援(千葉市社会福祉協議会補助金(地域ぐるみ福祉ネットワーク事業))	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、担い手の拡大、健康づくりなど、地域福祉の推進に取り組む社会福祉協議会地区部会の活動を支援します。				○	千葉市社会福祉協議会を通じて、地区部会が実施する「ふれあい・いきいきサロン」等の活動を支援しました。 【令和4年度の実績(市社協)】 ・見守り活動 34地区(251町内自治会) ○ふれあいいきいきサロン 2,753回 ○子育てサロン 438回 ○散歩クラブ 448回 ・ふれあい食事サービス 88回 ・地区部会だより 119回 ○地区部会ボランティア講座 63回 (※ ○…補助金充当事業)	地域に暮らす、様々な世代や境遇の人が、ともに助け合って生活していく社会を実現するためには、地域資源を活用した居場所づくりや、ボランティアによる助け合い活動等の拡充を通じて、住民の相互理解を深め、地域における人と人とのつながりを構築していく必要があります。引き続き、千葉市社会福祉協議会を通じ、社協地区部会の活動を支援します。
II	(5)	12	①	千葉市社会福祉協議会が運営する、千葉市及び各区ボランティアセンターにおいて、ボランティア情報の提供、ボランティア講座の開催、活動施設や書籍の貸出等を行うことで、ボランティア活動の普及・啓発、育成及び支援を行う。地域福祉活動を発展させていくためには、新たな活動の担い手を確保する必要があることから、ボランティア登録者数の拡大を目標に掲げている。(令和2年度末ボランティア登録者数:6,870人)	ボランティア活動の促進(千葉市社会福祉協議会補助金(地域ぐるみ福祉ネットワーク事業))	ボランティア活動を促進させるために、千葉市ボランティアセンター及び各区ボランティアセンターが行う情報提供や講座の開催、施設の貸出し等のボランティア育成事業を、市ホームページなどで紹介するとともにボランティアコーディネート等に必要な支援を実施します。				◎	市民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、ボランティアセンターで情報提供や講座の開催を行い、ボランティアの育成を図りました。また、ボランティア活動にご利用いただけるよう、施設や書籍などの貸出しを行い、ボランティア活動を行う人を支援しました。 【令和4年度の実績(市社協)】 新規個人ボランティア登録者数(人) 235人	ボランティア講座の開催回数を従来より増やし、ボランティア養成に努めているものの、回数が増加ほどボランティア登録者は増加していない状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、予定していた講座の一部を開催できていません。「ニーズへの対応」と「気軽に受講できる講座づくり」の両立を図りつつ、講座の企画・立案を行うことが求められます。
II	(5)	13	①	一人暮らし高齢者や要介護状態の高齢者が増加しており、高齢者が自分らしく安心して暮らし続けられるよう日常生活圏単位で生活支援コーディネーターを配置し、自治会・民生委員・社協等と連携し、生活支援・介護予防サービスを提供できるように取り組む必要がある。	生活支援体制の充実【再掲】	第2層(日常生活圏を担当)生活支援コーディネーターを全てのあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。また、新しい生活様式に応じた、生活支援・介護予防サービスを提案していきます。				◎	第2層生活支援コーディネーターの各あんしんケアセンターへの配置を進め、地域関係者と連携し、地域のニーズや資源の把握・創出に取り組んだ。 ・6区25圏域に配置	未配置のあんしんケアセンター運営受託法人に対して、引き続き生活支援コーディネーターの配置を促していく。アフターコロナ・ウィズコロナを踏まえ、見守りや支え合い活動などの地域における支援の仕組みづくりに取り組む必要がある。
II	(6)	1	①	要配慮者の支援体制構築のため、町内自治会等の地域の支援者に避難行動要支援者名簿を提供しているが、要配慮者一人一人に合わせた個別支援計画の作成に至っていない団体はごく一部にとどまっている。災害時における支援体制の実効性を確保するため、個別支援計画の作成を促進する必要がある。	災害時要配慮者個別支援計画作成促進	災害時における要配慮者の支援体制構築を促進するため、ケアマネジャーと連携した要配慮者の災害時個別支援計画作成事業をモデル的に実施します。				○	優先度が高いと考える①土砂災害(特別)警戒区域(またはその付近)に居住する者、②医療機器用の電源喪失により生命の維持に懸念がある者を対象者としてあらかじめ選定のうえ業務委託を行い、63件の計画を作成した。	業務委託をする中で判明した課題(普段からの繋がりが希薄な事業者が訪問するため、医療的ケア児者からの作成の同意を得にくいことや同意を得ても、電源を確保できる避難先の調整等)を解決するため、庁内関係課で構成されるプロジェクトチームを中心に当事者や関係事業者の意見も踏まえながら検討していく。

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)						
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②	
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)	(R5)				
II	(6)	2	①	災害時における安否確認や迅速な避難支援などに活用する名簿を作成し、町内自治会などと協力して避難行動要支援者を支援する体制を構築する。 より多くの団体へ提供することを目標としているが、提供率が令和2年度末実績で約35%であり、今後さらなる周知を図る必要がある。	避難行動要支援者の支援体制の強化	災害時に、高齢者・要介護認定者・重度の障害者・難病患者等要支援者の安否確認や迅速な避難支援などに活用する名簿を作成し、町内自治会や自主防災組織等での活用を促進することにより、地域における避難支援等の体制構築を推進します。 また、名簿にハザードマップ情報(土砂災害警戒区域等の該当有無)を追加することにより、支援体制の強化を図ります。	名簿提供率(%)	35.5	37.0	38.5	町内自治会等において個人情報を管理することは、負担感が強く名簿提供率が伸び悩んだ。また、名簿の提供を受けた町内自治会等においても、具体的な支援方法の検討がされていない実態がある。	○	より多くの団体へ提供することを目標としているが、名簿提供率は微増(約37%)にとどまっており、今後さらなる周知を図るとともに、別の提供手段も検討する必要がある。
II	(6)	3	①	災害時における高齢者等の要配慮者の円滑な避難体制を構築するためには、平時から関係者の協力が必要であるが、高齢者施設等との拠点福祉避難所の開設運営訓練ができていない状況である。 障害者施設の開設運営訓練は平成30年度に実施済みであるので、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら訓練を実施し、防災、区地域振興課、施設等との連携を推進する。	福祉関係者・高齢者施設等との連携協力による拠点福祉避難所の開設運営	災害時に、ケアマネジャー等の福祉関係者及び高齢者施設の協力により、拠点福祉避難所を開設し、在宅または一般避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、連携して支援に取り組めます。 平常時から備蓄物資を配備し、防災訓練を実施するとともに、災害時には防災部局と連携して必要物資を輸送します。					令和3年度に緑区で拠点福祉避難所開設訓練を行い、令和4年度は別の区で訓練を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの急拡大の時期と重なったこともあり、実施を見送った。 備蓄品未整備施設の8施設に段ボールベッド等の防災備蓄用品を支給した。	△	令和4年度拠点福祉避難所開設及び運営の訓練は実施を見送ったため、令和5年度は拠点福祉避難所に係る避難訓練を行う。また、令和5年度に協定を結ぶ施設へ防災備蓄品を支給する。
II	(6)	4	①	令和元年度の台風被害により、市内高齢者施設においても大規模かつ長期にわたっての停電などが発生し、利用者の生命や健康が脅かされる事態となった。 高齢・介護施設等において停電などが発生した場合、利用者の生命や健康が脅かされることとなる。	高齢・介護施設等への非常用自家発電設備の整備	高齢・介護施設等において大規模かつ長期にわたって停電などが発生した場合、利用者の生命や健康が脅かされることとなるため、各施設等が行う非常用自家発電設備等の整備を支援します。					国の令和4年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、希望施設に対して、非常用自家発電設備の費用を助成を行った。 (予算額・決算額に同交付金の別メニューも含む) 実績数(設置数):9 (内訳) 特養:4 老健:2 軽費:1 GH:1 看多機:1 R5繰越数:6 (内訳) 特養:2 老健:2 GH:2	○	国交付金の活用により整備が進んだが、法人都合による整備辞退の申し出があった。また、特に認知症対応型共同生活介護事業所の半数程度が未設置の状況であるため、整備につながるよう案内を継続する。
II	(6)	5	①	本市では全世帯数の約6割をカバーする自主防災組織が結成されている(令和3年3月31日現在1,030組織)。しかし近年、自主防災組織の新規結成数は伸び悩んでいるため、必要性及び制度内容について周知をし、結成数の増加を図る必要がある。	自主防災組織の結成育成	地域住民の助け合い(共助(互助))による自主防災組織の結成及び活動助成等を行うとともに、防災アドバイザーを派遣し、平常時の防災活動を支援することにより、活発な活動を進めます。	自主防災組織の新規結成数(組織)	16	16	16	自主防災組織の結成や活動を支援するため、活動助成等を行った。 設置助成件数(金額):5件(440千円) 活動助成件数(金額):159件(1,944千円) 資機材購入・賃借(再)助成件数(金額):53件(4,436千円)	△	自主防災組織の結成促進のため、市政だよりやホームページで広報を行う。 活動助成金を利用していない組織及び資機材購入・賃借助成の申請実績がない組織があるため、市連協や全自主防災組織への案内文送付時に周知を図る。
II	(6)	6	①	災害時に迅速かつ円滑に避難所の開設・運営を行うため、運営委員会の活動を支援するための補助金制度を活用することにより、活動の活性化及び地域防災力の更なる向上を図る必要がある。	避難所運営委員会の設立育成	災害時に避難所の迅速な開設及び円滑な運営を行うため、地域の町内自治会等が主体(共助(互助))となる避難所運営委員会の設立を促進するとともに、活動に要する経費を助成し運営体制の構築を図ります。	活動支援団体数(団体)	167	176	185	避難所運営委員会活動支援補助金166団体交付(地域運営委員会の補助金含む) 感染症対策を踏まえた避難所開設・運営動画を制作した。	◎	災害時に迅速かつ円滑に避難所の開設・運営を行うため、避難所運営委員会のさらなる活動活性化を図る。 令和4年度に制作した感染症対策を踏まえた避難所開設・運営動画について、周知・啓発を行う。
II	(6)	7	①	地域における防災リーダーの担う重要性が増していることから、防災リーダーの養成を行い、習得した知識・技術を自主防災組織等の活動に還元することにより、地域防災力の向上を図る必要がある。	防災知識の普及啓発	出前講座や広報紙による防災情報の発信や、防災ライセンス講座、防災ライセンススキルアップ講座及び防災リーダー研修会の開催により、防災知識の普及・啓発に努めます。	防災ライセンス及びスキルアップ講座受講人数(人)	160	160	160	各種広報や市民向けの講座を開催するとともに、防災ライセンススキルアップ講座においては、防災アドバイザーの効果的な活用ができるよう専門課程化を図った。 防災ライセンス講座 5回(受講人数 計168人) 防災ライセンススキルアップ講座 4回(受講人数 計54人) 防災リーダー研修会 10/25(火)(受講人数 249人)	◎	防災アドバイザー制度をより効果的に活用するため、防災ライセンス・スキルアップ講座のコースを拡充する。
II	(6)	8	①	メールを受信できる端末を所有していない市民に向けて、家庭の固定電話に電話・FAXで災害時緊急情報を配信するサービスを令和元年12月より開始したが、令和2年度末時点で登録数が350人程度にとどまっているため利用者数の増加を図る必要がある。	災害等緊急情報の配信	気象庁が発表する警報・注意報等や、市の避難所開設情報等について携帯電話やスマートフォン、パソコンに電子メールで配信し、災害に対する注意喚起を実施するとともに、高齢者等の電子メールを受信できる機器を所有していない方には、各家庭の固定電話またはFAXに災害情報を配信します。	電話・FAX配信サービス登録者数(人)	500	600	700	防災対策課が主催する行事(災害対応強化キャンペーン、防災ライセンス講座等)において、チラシ・申込用紙を配布を行い、周知を図った。 (R4登録者数 355人)	△	利用者数は現状維持にとどまっているため、引き続き広報誌や市ホームページ、各種行事の際にチラシ・申込用紙の配布を行うことで事業内容の周知を図る。

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)					
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②	
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)				(R5)
II	(6)	9	①	新型コロナウイルス感染症の感染拡大初期に比べると、市中にある衛生用品等の在庫及び価格状況は落ち着きを取り戻している。しかしながら、変異型ウイルスが数多く発見され、引き続き感染は続いていることから、国より配布される衛生用品等を定期的に配布していきます。	介護サービス事業所に対する感染防止のための支援	感染症発生に備えて平常時から、マスクや消毒液の衛生用品等の備蓄を促すとともに、感染症発生時には、感染防止のために必要となる情報やマスク、ガウン等の衛生用品の提供等を行うほか、介護サービス利用者または事業所従事者が濃厚接触者となった事業所への支援を行います。				令和3年度の国配付の在庫や市病院からの譲渡分を活用し陽性者等が発生した施設等に対して、不足する衛生用品を配付した。また、新たな衛生用品の購入はせず、衛生用品を配付した施設等から、施設内の感染状況が落ち着いた後に、配付物と同程度の衛生用品を市に提供してもらい、別施設へ配付できるように取り組んだ。	○	令和5年5月8日から新型コロナウイルスが2類から5類に位置付けられるため衛生用品の配付の必要性について検討する必要がある。

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)						
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②	
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)	(R5)				
Ⅲ	(1)	1	①	高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は増加傾向にある。認知症の人が社会の一員として活躍ができる地域共生社会を目指すにあたり、認知症への理解を促すとともに、認知症に対する否定的なイメージを払拭する必要がある。	認知症本人の発信支援	認知症への理解を広めるため、認知症の本人が自身の思いや希望を自らの言葉で発信する場を推進します。					認知症当事者を講師に迎え、講演会を開催したほか、認知症施策に係る会議に当事者が参画するなど、本人発信の場を設けた。	×	認知症への理解を促進するとともに、認知症に対する否定的なイメージを払拭するため、認知症当事者が、自身の思いや希望を自らの言葉で発信する場を増やしていく必要がある。
					認知症本人による講演会(回)	2	4	6	・講演会:1回 (認知症啓発イベント・認知症カフェ) ・会議:1回 (若年性認知症自立支援ネットワーク会議)				
Ⅲ	(1)	2	①	認知症の人を地域で見守り支える社会の構築を推進するため、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成すると共に、サポーターと認知症の人や支援団体をつなぐ仕組みを構築する必要がある。	認知症サポーターキャラバンの活動推進	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き行います。また、認知症になっても安心して暮らし続けられる街づくりを目指し、認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の企業の方や、子ども・学生を対象とした認知症サポーターの養成を推進します。					地域住民、小中学校及び企業等における認知症サポーター養成講座を開催した。企業等に対しては、積極的にオンラインを導入した。	◎	新型コロナウイルスの影響により受講者数が計画値を下回ったが、より多くの人に正しく理解していただく必要があるため、オンラインの活用のほか、アフターコロナを踏まえた対面開催の再開など、積極的にサポーター養成に取り組む必要がある。
					認知症サポーター延べ養成者数(人)	85,000	93,000	101,000	・小中学校:39回・3,937人 ・地域住民・企業:105回・2,284人 ・養成者延べ数:89,051人				
Ⅲ	(1)	3	①	地域共生社会を目指すにあたり、社会の認知症への理解を広める必要がある。	認知症への理解の促進に向けた普及啓発	世界アルツハイマーデー及び月間の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを実施します。					世界アルツハイマーデー及び月間において、千葉ポートタワーを、認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップした。 (県と合同実施)	◎	地域共生社会を目指すにあたり、社会の認知症への理解をさらに深めるため必要があるため、日頃の普及啓発活動に加えて、引き続き、アルツハイマー月間に関係機関や企業等と連携し、ライトアップやイベント等を開催する。
									・期間:9/20~9/26 イオン・エーザイとの共催でイオンモールにおいて、「認知症を理解しよう2022」イベントを開催した。 ・開催日:9/11				
Ⅲ	(1)	4	①	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和元年12月実施)において、認知症に関する相談窓口の認知度が25.5%であった。認知症に関する相談窓口を周知する必要がある。	認知症の相談窓口の周知	地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口であるあんしんケアセンター及び認知症疾患医療センター等の相談窓口の情報をケアパス、ホームページにより引き続き周知します。					相談やイベント、講演会、会議等の機会を捉え、市民及び関係者に対し、認知症ケアパス及び千葉市認知症ナビ等の周知を図った。	○	必要時、タイムリーに相談窓口につながるよう、市民・関係者に対しあらゆる機会を捉え、認知症ケアパス及び千葉市認知症ナビ等の認知症情報媒体について周知する必要がある。
Ⅲ	(1)	5	①	若年性認知症に対する理解や相談先の周知が不足しており、適切に支援に結びついていない場合がある。	若年性認知症への理解の促進	若年性認知症の人が誤解や偏見を受けることなく、社会生活が送れるように若年性認知症への社会の理解を広めます。また、若年性認知症の人が発症初期の段階から必要な支援が受けられるよう、企業等に対して若年性認知症の啓発及び相談先等の情報提供を行います。					若年性認知症支援コーディネーター(1人 看護師)を配置し、専用相談窓口を開設した。また、若年性認知症に関する情報及び相談窓口案内を認知症ケアパスや千葉市認知症ナビに掲載した。	○	若年性認知症は働き盛りの世代で発症し、経済的な問題を含め複数の課題を抱えるケースが多いことから、企業等に対する啓発や相談先等の情報提供を行う必要がある。
Ⅲ	(1)	6	①	高齢化の進展に伴って、認知症高齢者の増加が見込まれていることから、医療専門職を対象とした、早期発見・早期対応力の向上が必要となっている。	認知症ケアに関する医療従事者向けの研修	早期診断・治療が図られるように、認知症サポート医を養成し、かかりつけ医、病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師、看護職員向けの認知症対応力向上研修を実施します。					・医師会と連携し、医師を対象としたサポート医養成研修の推薦、かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施した。(1回) ・病院勤務の医療従事者向けの認知症対応力向上研修を実施した。(1回) ・薬剤師、歯科医師、看護職員向けの認知症対応力向上研修を、各団体と連携し実施した(薬剤師:1回、歯科医師:1回、看護師:1回) ・病院勤務以外の医療従事者向け研修を実施した(1回)	◎	○認知症対応力向上研修の実施のため、市内医療機関・介護サービス事業所向けの案内・周知について、職能団体との連携が必要となっている。 ○研修の実施について、国の要綱を確認し、適切な実施に努める必要がある。 →医師会などの職能団体との連携を強化する。 →病院勤務以外の医療従事者向け研修の研修対象の選定(R4は診療所) →国の要綱改正にともなう、新標準カリキュラムへの対応(歯科医師、薬剤師、看護師)
Ⅲ	(2)	1	①	認知症の早期発見・早期対応の重要性を周知する必要がある。また、認知症予防に資する活動について周知し、活動に繋げていく必要がある。	認知症の早期発見の重要性を含む認知症予防についての理解促進	認知症の早期発見の重要性をホームページやパンフレットにより周知するとともに、市医師会が作成した認知症の簡易検査を行うチェックリストを市ホームページで実施いただくことで、認知症の早期発見・対応に繋がります。					千葉市認知症ナビや認知症ケアパスを利用し、認知症の早期発見・早期対応の必要性について周知した。また、認知症ナビにおいて、認知症の簡易チェックリストを掲載し、早期の相談や受診につなげた。	×	チェックリスト(簡易検査)実施者数が計画値を下回っており、あらゆる機会を捉え、認知症ケアパス及び千葉市認知症ナビ等の認知症情報媒体について周知する必要がある。
					認知症初期スクリーニング簡易検査実施者数(人)	6,000	8,000	10,000	・簡易検査実施者数:820人				

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)						
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②	
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)	(R5)				
Ⅲ	(2)	2	①	各あんしんケアセンター圏域ごとに第2層生活支援コーディネーターを兼ねる認知症地域支援推進と連携し、認知症に関する普及啓発や高齢者が身近に通える場である認知症カフェの設置を促進する必要がある。	認知症地域支援推進員等の活動の推進(通いの場の創出推進等)	運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、認知症地域支援推進員を中心に、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、通いの場において、認知症の早期発見、早期対応、重度化防止に向けた医療福祉専門職の連携に努めます。	認知症カフェ数(か所)	37	43	49	認知症地域支援推進員、あんしんケアセンター、地域関係者等が連携し、認知症カフェをはじめとする通いの場の開設や運営等の支援を実施した。また、認知症カフェ設置・運営に関しては、一部、補助金を交付した。 ・認知症カフェ数:41 ・認知症カフェ主催者意見交換会:3回 ・認知症カフェ開設支援研修会:1回 ・補助金交付件数:14件(新設:5件、継続:9件)	◎	コロナ禍により長期にわたり休止しているカフェ等があり、主宰者に対する運営支援が必要である。また、新規立ち上げにおいてもきめ細かな伴走型支援が求められている。認知症地域支援推進員と協働し、個別支援や主宰者同士の情報交換のほか、安定的な運営に向けた経費補助など、必要な支援を継続していく。
Ⅲ	(3)	1	①	認知症の早期診断・早期対応に繋げるため、認知症初期集中支援チームの効果的な活動や、関係機関との連携を強化する必要がある。	認知症初期集中支援チームの活用と連携	認知症初期集中支援チームの効果的な活動及び対応力向上に向け、あんしんケアセンター及び認知症疾患医療センター、地域の医療福祉関係機関との連携を強化するとともに、チーム同士の情報交換を行います。					訪問看護ステーションに委託し(各区1か所)、あんしんケアセンターと連携しながら認知症の方の自宅を訪問するなど、認知症初期段階での包括的支援を概ね6か月間集中的に行った。 また、チーム活動の自己評価やあんしんケアセンターとの意見交換会、チーム間会議等を開催したほか、マニュアルを活用した資質向上・標準化に取り組んだ。	○	困難事例が増えており、チームのさらなる資質向上及び標準化を図る必要がある。また、より適切な支援に向け、関係機関との連携強化が不可欠である。
Ⅲ	(3)	2	①	認知症コーディネーター及び認知症地域支援推進員、あんしんケアセンター等の協力を得ながら認知症カフェは徐々に整備されてきているが、各地域の高齢者が気軽に通えるよう、各地域に認知症カフェを設置する必要がある。	認知症カフェの設置促進	認知症の人とその家族並びに地域住民、専門職等の誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場を地域に増やすことで相互交流を促し、認知症の人本人の重度化防止、家族の負担軽減及び認知症についての知識の普及促進を図るとともに、認知症の人と家族を地域で支える体制を推進します。	認知症カフェ数(か所)	37	43	49	認知症地域支援推進員、あんしんケアセンター、地域関係者等が連携し、認知症に関する普及啓発のほか、認知症カフェをはじめとする通いの場の開設や運営等の支援を実施した。また、認知症カフェ設置・運営に関しては、一部、補助金を交付した。 ・認知症カフェ数:41 ・認知症カフェ主催者意見交換会:3回 ・認知症カフェ開設支援研修会:1回 ・補助金交付件数:14件(新設:5件、継続:9件)	◎	コロナ禍により長期にわたり休止しているカフェ等があり、主宰者に対する運営支援が必要である。また、新規立ち上げにおいてもきめ細かな伴走型支援が求められている。認知症地域支援推進員と協働し、個別支援や主宰者同士の情報交換のほか、安定的な運営に向けた経費補助など、必要な支援を継続していく。
Ⅲ	(3)	3	①	認知症を早期に発見し、対応することで、治療可能な認知症の治療や、認知症の進行を遅らせることに繋がる。また、自らが希望する医療や介護の意思表示に繋がるが、認知症の早期発見・早期対応の重要性については十分に認知されていない。早期発見・早期対応の重要性を周知するとともに、体制を構築する必要がある。	医療機関と連携した早期発見・早期対応の体制整備	医療機関との連携により、認知症の早期発見・早期対応の体制を整備します。					認知症の早期発見・早期対応の体制整備に向け、協力医療機関による認知症簡易検査の実施について、市医師会及び関係機関と協議を進めた。	◎	認知機能の低下が疑われる者を対象に医療機関で簡易的なチェックを受けられる制度の創設に向け、市医師会や関係機関と詳細な協議を進めていく必要がある。また、市民や関係機関へ事業開始についての周知を図る必要がある。
Ⅲ	(3)	4	①	認知症の早期診断から、認知症の人やその家族が、その時の状態に応じた適切な支援が受けられるように、関係者間の連携の体系化を図る必要がある。	認知症疾患医療センターを中心とした関係機関の連携による早期支援の推進	認知症の人に対する相談・診断等の効果的な対応に向け、認知症疾患医療センターを中心とした、かかりつけ医やあんしんケアセンター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを推進し、認知症の速やかな鑑別診断、診断後の本人・家族へのフォロー等、医療・ケア体制の整備を行います。	認知症疾患医療連携協議会開催数(回)	2	2	2	認知症疾患医療センターにおいて、専門医療相談や鑑別診断のほか、関係機関との連携により医療・福祉・介護等の支援を行った。 また、関係機関とのネットワーク構築及び連携のための認知症疾患医療連携協議会を開催した。 ・開催回数 1回	△	認知症の早期診断・早期支援を推進するため、認知症サポート医や医療機関、あんしんケアセンター等の関係機関が、認知症疾患医療センター機能である鑑別診断や診断後支援を効果的に活用しつつ、認知症の人や家族への支援をする体制を整備していく必要がある。
Ⅲ	(3)	5	①	高齢化の進展に伴って、認知症高齢者の増加が見込まれていることから、医療専門職を対象とした、早期発見・早期対応力の向上が必要となっている。	認知症ケアに関する医療従事者向けの研修【再掲】	早期診断・治療が図られるように、認知症サポート医を養成し、かかりつけ医、病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師、看護職員向けの認知症対応力向上研修を実施します。					・医師会と連携し、医師を対象としたサポート医養成研修の推薦、かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施した。 ・病院勤務の医療従事者向けの認知症対応力向上研修を実施した。 ・薬剤師、歯科医師、看護職員向けの認知症対応力向上研修を、各団体と連携し実施した。 ・病院勤務以外の医療従事者向け研修を実施した。	◎	○認知症対応力向上研修の実施のため、市内医療機関・介護サービス事業所向けの案内・周知について、職能団体との連携が必要となっている。 ○研修の実施について、国の要綱を確認し、適切な実施に努める必要がある。 →病院勤務以外の医療従事者向け研修の研修対象の選定(R4は診療所) →国の要綱改正にともなう、新標準カリキュラムへの対応(歯科医師、薬剤師、看護師)
Ⅲ	(3)	6	①	増加する認知症高齢者の早期診断・早期発見のため、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医などへの相談・助言のできる認知症サポート医を養成する必要がある。	認知症サポート医の養成	認知症に関する専門的な知識と技術を有し、かかりつけ医への助言などを行うとともに、専門医療機関やあんしんケアセンターなどとの連携を図る「認知症サポート医」を養成します。	養成者延べ人数(人)	76	84	92	・市内において認知症診療に携わっている医師が、国立長寿医療研究センターの実施する研修に参加する費用を、医師会からの推薦に基づき補助した(8名) 養成者延べ人数:101名	◎	○なるべく多くの医師が研修を受けられるよう、医師会と連携し研修の周知を行う必要がある。 ○研修を受講し、認知症サポート医となった医師の活動促進を図る必要がある。 →サポート医の活動促進のため、認知症サポート医フォローアップ研修について、医師会と協議を行う。

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)						
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②		
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)				(R5)	
Ⅲ	(3)	7	①	認知症の早期対応を図るため、高齢者が日頃より受診する診療所の主治医が適切な認知症診断の知識や技術を得る他、家族や本人からの相談対応力の向上が求められている。	かかりつけ医の認知症対応力向上研修	地域のかかりつけ医が早期に認知症を発見し、専門医に繋ぐことができるよう認知症診断の知識・技術などの習得を目的とした研修を実施します。	修了者数(人)	246	256	266	・医師会に委託し、千葉市内で勤務する医師を対象に、認知症対応力向上研修を実施した(1回)。 ・新たに国から示された「認知症地域医療支援事業」の要綱に基づき、研修のカリキュラムを改訂し、研修を実施した。 今年度修了者:18名 修了者(累積):272名	◎	○身近な医師に相談ができ、早期発見と対応に繋がることで、市民が認知症に対する不安なく生活できる支援体制が必要になっている。 ○コロナ禍で、参加できる医師の確保を図るため、医師会と連携し、開催方法等について検討する必要がある。 →新型コロナウイルス感染症の影響でWeb開催としていたが、今後の開催方法の検討を行う。
Ⅲ	(3)	8	①	認知症高齢者に関わる実務者等に対し、認知症高齢者の介護等に関する研修を実施することで、市内施設・事業所における介護サービスの質の向上を図っている。今後も認知症高齢者の増加により、介護サービスのニーズもより高まることから、引き続き、計画的かつ継続的に研修を実施する必要がある。	認知症介護実践者等の養成	認知症高齢者の介護に関する研修を認知症介護指導者と連携して実施することにより、介護職員の資質向上を図るとともに認知症介護の指導者養成を行い、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図ります。	研修受講者人数(人)	300	300	300	国が示す研修標準カリキュラムに基づき、委託先や指導者等と連携し、計画的に指導者養成に取り組んだ。 なお、省令改正により、無資格の介護従事者の受講が義務化された認知症介護基礎研修については、完全eラーニングにて実施した。 ・受講者数 334名	◎	今後も認知症高齢者の増加に伴い、介護サービスのニーズは、より高まることから、引き続き、計画的かつ継続的に研修を実施する必要がある。
Ⅲ	(3)	9	①	認知症の人を介護する家族や近隣援助者の認知症知識習得及び介護者同士の交流を図ることで介護負担の軽減が図られているが、参加者数が横ばいとなっており、多くの方の参加を促す方法を検討する必要がある。	認知症高齢者家族介護研修	認知症の人の介護者などを対象に研修を開催し、介護の知識や技術を習得するとともに、介護者同士の交流を図ります。	介護者講習会・交流会参加者延べ人数(人)	300	300	300	認知症の人を介護する家族等を対象に、医師等による講習会を4回実施した。また、介護者同士の交流の場である交流会を各区で開催した。 ・講習会:217人 ・交流会:100人 計:317人	◎	毎年開催する市民向け(認知症の人を介護する家族等を含む)講習会であるため、対象者のニーズを捉えた内容となるよう工夫をしていく必要がある。受講者アンケート結果等を踏まえ、テーマ・内容について委託先と検討していく。
Ⅲ	(3)	10	①	新型コロナウイルスによる外出の機会の減少等により、認知症の本人や介護者からの相談件数は増加している。実際に介護をしてきた家族の立場によるピアサポートを行うことができるのは家族の会であるため、家族支援の視点から、家族の会の周知啓発を行うとともに、あんしんケアセンターとの連携を強化する必要がある。	ちば認知症相談コールセンター	認知症の人の介護経験を持つ相談員が、親身に相談を受ける電話相談や面接相談(予約制)を県と共同で運営します。	相談件数	323	9		認知症の人やその家族等からの各種相談に対し、電話や面接による相談支援を実施するとともに、相談内容に応じて、あんしんケアセンターや認知症疾患医療センター、若年性認知症支援コーディネーター等の各種関係機関へつなげた。 ・相談件数:323件 ・面談件数:9件	◎	認知症の人や家族等からの各種相談に適切に対応できていることから、引き続き、きめ細かな対応及び相談内容に応じた関係機関との連携を図っていく。
Ⅲ	(4)	1	①	認知症の本人が自分の希望や必要としていることなどを語り合う場がなく、認知症の人の社会参加や活躍が阻害されている。認知症の人も社会の一員として捉え、認知症の人とともに地域づくりを進めたり、認知症の本人の意見や視点を認知症施策に反映するためには本人ミーティング等を通して、本人の意見を把握する必要がある。	認知症の人同士の交流の推進	認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を推進するとともに、支えられる側としてだけでなく、支える側としての役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動等に参画する取組を推進します。	認知症本人ミーティング参加者数(人)	10	15	20	認知症地域支援推進員を中心に関係者と協働し、本人ミーティングを複数回、開催した。また、ファミリーレストランの協力を得て店舗内での開催を実現した。 本人ミーティングの場で発言された本人の思い・ニーズを基に、必要な社会資源につなげたほか、認知症本人の活躍の場を創出した。 ・開催回数:9回 ・参加者数:33人	◎	本人ミーティングを進める中で、支える側としての役割や生きがいを持って生活できるようなアプローチが必要である。引き続き、認知症本人の活躍の場を創出する取組を推進する。
Ⅲ	(4)	2	①	認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成すると共に、サポーターと認知症の人や支援団体をつなぐ仕組みを構築する必要がある。	認知症サポーターの活動促進	認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開催し、地域で認知症の人や家族を支えるボランティア活動を行うサポーターを養成します。 また、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを認知症の人やその家族の具体的な支援ニーズにつなげる仕組み(チームオレンジ)を構築します。	チームオレンジ数	1	3	6	認知症サポーターステップアップ講座を開催するとともに、認知症地域支援推進員やあんしんケアセンターと協力し、本人ミーティングや認知症カフェ、地域のイベント等を通して、講座修了者と認知症当事者のニーズとのマッチング支援を行った。 ・チームオレンジ数:3チーム	◎	認知症サポーターが地域で活躍できるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズとサポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを構築する必要がある。
Ⅲ	(4)	3	①	高齢者保護情報共有サービス(どこシル伝言板)の周知・浸透が十分とは言えず、引き続き、普及啓発を図る必要がある。併せて、地域での見守り体制の強化に向け、市内警察署や関係機関による連携体制の整備が必要である。	認知症の人を地域で見守る体制の充実	認知症の人が行方不明になった際の早期発見・保護ができるように、市内警察署や関係機関によるSOSネットワークの取組を推進するとともに、どこシル伝言板(高齢者保護情報共有サービス)の活用や、地域関係者と認知症地域支援推進員が連携した「高齢者見守り声掛け訓練」を実施し、地域の見守り体制の整備を推進します。	高齢者保護情報共有サービス新規利用者数(人)	100	125	150	庁内関係部署や地域の関係者・関係機関(企業を含む)に対し、高齢者保護情報共有サービス(どこシル伝言板)の周知を行ったほか、地域のイベントにおいて「どこシル伝言板」を用いたゲームを実施した。また、市内各警察署担当者やあんしんケアセンターとの情報交換会を開催した。 ・令和4年度利用者数 260名 (うち新規利用者数 78名)	○	高齢者保護情報共有サービス(どこシル伝言板)の周知・啓発に取り組む必要がある。また、地域での見守り体制の強化に向け、市内警察署や関係機関による連携体制の強化が必要である。

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)						
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②		
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)				(R5)	
Ⅲ	(4)	4	①	若年性認知症は働き盛りの年代に発症するため、特有の生活課題に直面しており、それらに対する支援、家族・介護者に対するケア等の支援体制の整備が必要である。	若年性認知症の人や家族への支援体制の整備	企業に対する若年性認知症の啓発、企業やハローワーク等と連携した就労支援の取組みを推進します。認知症疾患医療センターをはじめとする医療機関やあんしんケアセンター、認知症地域支援推進員等が連携し、若年性認知症の相談支援体制を整備します。若年性認知症の人や家族が集える機会の充実を図るとともに、寄り添い支える人材の育成、家族支援の仕組みづくりに努めます。				若年性認知症支援コーディネーター(1人 看護師)を配置し、専用相談窓口の開設及び伴走型支援を開始した。支援においては、医療・介護・障害・雇用等の関係機関と連携するとともに、「若年性認知症自立支援ネットワーク会議」を開催し、支援における課題の共有等を行った。	○	若年性認知症は働き盛りの世代で発症し、経済的な問題を含め複数の課題を抱えるケースが多いことから、医療・福祉関係のほか、就労分野とも連携し、家族を含めた支援が必要がある。	
Ⅲ	(5)	1	①	高齢化の進展による認知症高齢者の増加や、障害者の親の高齢化による「障害者の親亡き後の課題」など、権利擁護支援のニーズが高まっている。 権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援に繋ぐ体制の構築に向け、医療・福祉・司法関係者をはじめ、高齢者等の生活に関わる地域や金融機関等の権利擁護支援への理解の促進及び連携強化を進める必要がある。 また、成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、必要に応じて市長による後見等開始の申立てや成年後見人等への報酬助成を行う必要がある。	成年後見制度の利用促進	中核機関である成年後見支援センターを中心として、制度の普及・啓発、弁護士等による専門相談、申立てに関わる支援を行うとともに、あんしんケアセンターとの連携による、権利擁護支援を行います。権利擁護支援の必要な人を早い段階で発見し、適切に必要な支援に繋ぐために、司法の専門職、医療・福祉、警察、行政、自治会や民生委員等の地域住民、小売店や金融機関等の高齢者の生活に関わる企業等、関係機関(者)との地域連携ネットワーク構築を推進します。認知症等により、成年後見制度を利用する必要があるにも関わらず、後見等開始の申立て手続きをする親族がいないなど、制度利用が困難な高齢者を適切に保護するため、申立者への支援や、必要に応じて市長による後見等開始の申立てを行うほか、成年後見人への報酬の助成を行います。親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、本人の状況を継続的に把握し適切に対応できるよう、後見人、本人に身近な親族、福祉・医療、地域関係者の連携を促進します。	地域連携ネットワーク協議会 開催回数(回)	4	4	4	権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、社会全体で支えていく体制の構築に向け、医療・福祉・司法の関係者の連携による相談支援体制の強化を図るとともに、自治会や民生委員等々の地域住民、小売店や金融機関等の高齢者等の生活に関わる企業や関係機関(者)等との地域連携ネットワーク協議会を開催した。 ・成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークの構築に向けた専門調査会 2回 ・成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会 1回 計3回	○	高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加や、障害者の親の高齢化による「障害者の親亡き後の課題」など、権利擁護支援のニーズが高まっている。権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援に繋ぐ体制の構築に向け、医療・福祉・司法関係者をはじめ、高齢者等の生活に関わる地域や金融機関等の権利擁護支援への理解の促進及び連携強化を進める必要がある。また、成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、必要に応じて市長による後見等開始の申立てや成年後見人等への報酬助成を引き続き推進していく。なお、今後、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に示された報酬助成制度の見直し状況の進捗については、留意する必要がある。
Ⅲ	(5)	2	①	認知症高齢者の増加や8050問題などにより、高齢者虐待が増加することが予測される。地域における高齢者虐待の早期発見、早期対応に向け、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係機関(者)の連携強化を図るとともに、虐待相談に対応する相談支援職員の対応力向上による相談支援体制の強化を図る必要があります。	高齢者虐待の予防と早期発見・適切な対応	市民へ高齢者虐待防止のパンフレットによる啓発と相談窓口の周知を行うとともに、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係機関(者)との連携の強化、高齢者虐待防止連絡会の開催等により、地域における高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けてネットワークの強化を図ります。個別ケース会議や事例検討会等の研修会を開催し、相談を担当する職員の対応力向上を図るとともに、関係者間で対応方針や方向性を共有し対応する等、相談支援体制の強化を図ります。緊急を要する高齢者虐待の発生時には、必要に応じて警察等と連携し対応する他、被虐待者と虐待者を分離する場合の緊急受け入れ先である施設の居室を確保します。介護施設等における虐待防止体制を推進するため、新任職員や指導的立場にある職員を対象に研修を行い資質の向上を図るとともに、施設等に対し、虐待防止及び身体拘束に関する指導・監督を引き続き行います。	高齢者虐待防止連絡会開催 回数(回)	1	1	1	パンフレットの配布や講演会等により高齢者虐待防止の啓発と相談窓口の周知を行った。また、コロナ禍で書面開催となっていた高齢者虐待防止連絡会を3年ぶりに対面開催したほか、相談支援職員の資質向上を図るため、事例検討会及び研修会を実施した。 ・高齢者虐待防止連絡会 1回 ・高齢者虐待対応研修 1回	◎	地域における高齢者虐待の早期発見、早期対応に向け、普及啓発のほか、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係者・関係機関等の連携強化が必要である。また、研修等により相談支援職員の対応力向上を図る必要がある。
Ⅲ	(5)	3	①	高齢者の消費者被害に適切に対応するため、あんしんケアセンター、消費生活センター、成年後見支援センター等の関係機関が連携し、相談支援を行う必要がある。	消費者被害の防止と対応	高齢者や認知症等により判断能力が低下した方の消費者被害を未然に防ぐため、あんしんケアセンター、消費生活センターが連携して、消費者被害防止の啓発を行います。高齢者等の消費者被害に適切に対応するため、あんしんケアセンター、消費生活センター、成年後見支援センター、高齢福祉関係機関等との連携による相談支援体制を整備します。				消費者被害を防止するため、あんしんケアセンターと消費生活センターが連携し、消費者被害防止の普及啓発や相談対応を行った。	○	消費者被害の防止や適切な対応に向け、あんしんケアセンター、消費生活センター等の関係機関等が連携し、普及啓発や相談支援体制の整備に取り組む必要がある。	

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)				
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)			
Ⅲ	(5)	4	①	<p>千葉県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業は、判断能力が低下した高齢者等が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、介護・福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理を行うものであり、地域包括ケアシステム構築の一端を担うことから、契約者数の拡大に努めている。</p> <p>契約者数の拡大には、更なる制度周知が必要である。</p>	<p>日常生活自立支援等(千葉県社会福祉協議会補助金(日常生活自立支援事業・法人後見事業))</p>	<p>判断能力が不十分であるために適切なサービスの利用が困難な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、介護・福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理をサポートする社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。</p> <p>また、社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、市民との協働により日常生活に支障が生じている方をサポートする法人後見事業を支援します。</p>	<p>引き続き、パンフレットの配布や講習会等を通じて制度の周知を図りました。</p> <p>また、福祉従事者等の支援者に対しても同様に広報活動を通じて制度の理解を深めました。</p> <p>●令和4年度の実績(市社協)</p> <p>【日常生活自立支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 353人(うち新規86人) <p>【法人後見事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受任件数 42件(うち新規 6件) 	◎	<p>高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加や精神障害者等の増加により、日常生活自立支援事業の需要はますます高まっており、支援を必要としている方に制度の仕組みを理解していただけるよう周知・啓発を図る必要があります。</p> <p>引き続き、パンフレットの配布や講習会等を通じて制度の周知を図ります。</p> <p>また、福祉従事者等の支援者に対しても同様に広報活動を通じて制度の理解を深めていきます。</p>		

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)				
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)			
IV	(1)	1	②	特別養護老人ホームは計画的に整備しているものの待機者数は依然として多く、解消されていないことから、介護人材の充足状況も勘案しながら、引き続き計画的に整備を行う必要がある。	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備	依然として多数の待機者がいることから、計画的な整備を継続します。 整備法人の公募に当たっては、これを取り巻く社会経済情勢をふまえ、募集期間、募集定員、事業期間などについて柔軟な手法をとることにより、応募しやすい条件を検討していきます。 ※3年度整備量については前年度選定残20床を含む。	広域型特別養護老人ホーム R4年度整備(R2年度選定)2施設(200床) R4年度選定 2施設(200床数)	◎	令和4年度は事業所選定、施設整備共に予定通り行えたが、優先していた増床整備の応募はあったものの、選定まで至らなかったため、引き続き、整備に関する公募基準・公募方法の見直し等を検討していく。		
						整備量(募集数) (人)	180	240	160		
IV	(1)	2	②	認知症対応型共同生活介護においては、待機者が徐々に減少しているとはいえ解消には至っていないことから、介護人材の充足状況も勘案しながら 引き続き計画的に整備を行う必要がある。	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の整備	待機者が解消されていないことを踏まえ、認知症高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域バランスを考慮して計画的に整備します。	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の公募において、認知症対応型共同生活介護事業所を併設することを可能として事業者募集を行ったが、応募があったものの、本申請には至らなかった。	×	・認知症対応型共同生活介護事業所の併設を前提とした(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の応募があったものの本申請に至らなかった。 ・令和5年度の(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の公募数を令和4年分の枠を上乗せした数にすることにより、それに併設される認知症対応型共同生活介護事業所の整備も図る。 ・認知症対応型共同生活介護事業所の整備に補助金を活用する。		
						整備量(募集数) (人)	27	27	27		
IV	(1)	3	②	介護専用型有料老人ホームにおいては、入居数における市外被保険者数の入居割合が46.2%となっており、市外からの入居者が多くを占めていること、高齢者人口の増加に伴い、今後ますます介護資源の有効活用が重要であることから、整備方針を見直す必要がある。	介護専用型有料老人ホームの整備	空床がある上に市外からの入居者が多くを占めていることから、公募を行う際には、地域密着型に限定するなど、ニーズの動向をふまえて実施します。	地域密着型特定施設として公募を行い、2事業所の応募があったものの、事業用地の確保ができないなど事業計画を立てることができず、辞退となり、選定に至らなかった。	△	継続して調査を進めているが、入居数における市外被保険者数の入居割合が4割に及ぶなど市外利用者が多い状況に変化がなく、また定員数に対する空床率も10%程度あり空床状況から充足していることがうかがえることから、引き続き、調査を行い、公募について検討を継続していく。		
						整備量(募集数) (人)	80	160	80		
IV	(2)	1	②	地域包括ケアシステムの重要な要素である在宅生活者向けサービスは、今後もニーズが増加することから、そのサービス提供体制を整備する必要がある。今後は、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び中・重度者や認知症の人の増加、少子化を背景とした働きながら要介護者等を在宅で介護する家族の負担が大きくなること等をふまえ、住み慣れた地域で安定した暮らしを続けるためには、在宅支援サービスがそれぞれの地域で提供されるよう地域バランスを考慮した整備がより一層求められている。	地域密着型サービス事業所の整備	地域包括ケアシステムを構築する上で重要なサービスの一つとして地域密着型サービス事業所の計画的な整備を行います。 ①小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む) 全ての日常生活圏域に1か所以上、早期に整備されることを目指します。 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 各区に複数の事業所が早期に整備されることを目指します。	・(看護)小規模多機能型居宅介護は、整備空白圏域を対象とした公募を行い、建設費及び開設準備経費を助成し整備を進める計画だったが、応募があったものの本申請に至らなかった。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、整備空白区を対象とした公募を行い建設費及び開設準備経費を助成し整備を進める予定だったが、応募がなかった。	×	・(看護)小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護のいずれも公募に応募があったものの本申請に至らなかった。 ・令和5年度の小規模多機能型居宅介護事業所の公募数を令和4年分の枠を上乗せすることにより、それに併設される認知症対応型共同生活介護事業所の整備も図る。		
						① 整備量(募集数) (か所)	1	1	1		
						② 整備量(募集数) (か所)	1	1	1		
IV	(3)	1	②	養護・軽費老人ホームは、家庭の事情や経済的理由などにより居宅において生活することが困難な方の入所先であり、欠かせない施設である一方、施設の大半が建設から20年以上経過しており、老朽化が進んでいる。建物の保全により、長期に利用できるようにするため、引き続き、修繕に対するの支援を行う必要がある。	養護・軽費老人ホーム大規模修繕助成	建設より20年以上経過し、老朽化の進んでいる施設に対して、大規模修繕に係る経費を助成することにより、施設の機能維持を図ります。	大規模修繕実施施設 軽費老人ホーム 1施設	◎	養護・軽費老人ホームは、家庭の事情や経済的理由などにより居宅において生活することが困難な方の入所先であり、欠かせない施設である一方、施設の大半が建設から20年以上経過しており、老朽化が進んでいる。建物の保全により、長期に利用できるようにするため、引き続き、修繕に対するの支援を行う必要がある。		
IV	(3)	2	②	サービス付き高齢者向け住宅の登録数(令和2年度末)は59件、2363戸となっており増加傾向にあるため、管理・運営のさらなる適正化に向け、立入検査や定期報告を実施している。	サービス付き高齢者向け住宅の適切な管理・運営	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図るとともに、適切な管理・運営が行われるよう、登録審査や立入検査、定期報告を実施します。	・新規登録、5年ごとの更新登録、変更登録を随時実施。更新が必要な物件については3か月前に更新案内通知を送付。 ・毎年10月に定期報告書の提出を求め登録内容等の確認を実施。 ・立入検査件数: 21件 ・サービス付き高齢者向け住宅の登録数: 60件、2442戸 ・高齢者向け住宅数: (9781人、戸) ・65歳以上の人口に対する高齢者向け住宅の割合: 3.81%	◎	コロナの影響で先送りになっていた立ち入り検査を半数程度実施した。残りの分については、引き続き令和5年度に併せて行うこととする。 また、5年ごとの更新登録に漏れないよう、更新が必要な物件については3か月前に更新案内を送付。		
						立入検査件数(件)	15	7	7		
						65歳以上の人口に対する高齢者向け住宅の割合(%)	増加(H28年度末3.5%、R7年度末目標値4.0%)				
IV	(3)	3	②	高齢者が増加する中で、住み慣れた家で、安心して安全に生活ができるよう、浴室などの改修に要する費用の助成を実施する必要がある。	高齢者住宅改修費支援サービス	要介護(要支援)認定高齢者のいる世帯に対し、居宅での日常生活が容易になるよう、浴室などの改修に要する費用を助成します。	千葉県住宅供給公社と連携し、本人の身体状況に適した住宅改修に対して助成を行った。 (R4年度) 助成件数: 95件	◎	引き続き事業の周知をすすめるとともに、一部の特定業者が、市の助成制度をかたり強引な勧誘を行うなど、悪質な勧誘を行っているケースがあるため、このようなケースがあることについて注意喚起を行うとともに、悪質業者に対して適切な対応を行っていく。		

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)				
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)			
IV	(3)	4	①	住宅確保要配慮者円滑な入居賃貸住宅の登録戸数は、計4283戸となっている。そのうち助成対象となる専用住宅は8戸である。また、助成対象である民間賃貸住宅入居支援制度における登録戸数は210戸である。登録戸数が増加するように、不動産関係団体等と連携し、不動産オーナーに対して登録の働きかけを行う必要がある。	住宅確保要配慮者への円滑な入居支援	高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料を助成します。	(助成件数) R4:3件、R3:0件、R2:5件 市の住宅部局、福祉部局、不動産団体等を構成員とする居住支援協議会において、物件情報の拡充や助成の促進を含めた支援体制の充実のため、要配慮者と家主等を支援する相談窓口設置に向けた協議を行い、令和5年度中に設置できるよう準備をすすめているところである。	△	住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、低額所得者等)の入居支援の前提として、受け皿となる登録戸数を増やす必要があり、そのためには家主への支援や不動産関係団体との連携が必要となる。家主等からの相談対応や情報提供を行うことで、住宅確保要配慮者の受け皿となる物件情報を増やし、助成件数の増加を図る。		
IV	(3)	5	①	市内へ引越しを考えられている高齢者世帯等の方々へ市営住宅、民間賃貸住宅等を中心とした住宅関連情報のほか空き家の活用等に関する相談を行っており、近年多く寄せられるものとして単身高齢者や低額所得者等の住まい探しに向けた相談があり、支援制度等の普及等の円滑化に努める必要がある。	住宅情報の提供の充実	千葉市住宅関連情報提供コーナー(すまいのコンシェルジュ)において、市民が住宅の取得やリフォーム、賃貸借契約時等に適正な判断を行えるよう、的確な情報を提供するとともに、市内への引越しを検討している高齢者世帯などに対して、より身近な地域の住環境の情報提供を行います。	・すまいに関する情報提供などの相談業務を行った。 ・空家の制度など一般的な相談に対する対応や、所有する空家や相続など専門的な相談の専門家団体へのつなぎを行った。 ・住宅確保要配慮者に対する情報提供等を行った。 (住宅確保要配慮者への斡旋件数15件)	△	相談業務において、適宜、すまいに関する情報を提供できるよう、情報収集と整理に努める。		
IV	(3)	6	①	高齢者の住宅内での事故を防ぎ、高齢者の安全な暮らしや利便性に配慮した住まいを提供することが求められている。	高齢者用公共賃貸住宅(シルバーハウジング)の提供	高齢者が安心して快適な生活ができるよう安全性や利便性に配慮した設備を設置し、生活援助員を配置した住宅を市営仁戸名町団地で提供します。	市営住宅仁戸名町団地で30戸を提供し、生活援助員を派遣した。 提供戸数(戸):30戸	◎	自立して生活できる程度の身体状況の入居者が、今後、身体状況が低下し、自立して生活できなくなるおそれがある。このようなことが発生した場合には、市住宅供給公社や住宅整備課と連携し、適切な対応を行っていく。		
IV	(3)	7	①	高齢化の進展により、独居高齢者や親族と疎遠の高齢者が増加することが見込まれる。高齢者が安定して住居を確保できるよう、支援策を検討する必要がある。 【住宅政策課】 住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、低額所得者等)の入居先が見つかりにくいという課題があり、円滑な入居支援が行えるよう住宅部局と福祉部局また関係外部団体が連携して支援策の検討等を行うため、協議会を開催している。	居住支援協議会	市の住宅部局や福祉部局、不動産関係団体等が連携する居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対する支援施策を検討し、居住の安定確保を図ります。	・総会(年1回)及び部会(年4回)を開催し、住宅確保要配慮者の円滑な入居支援に係る協議を行った。 ①刑務所出所者等に対する居住支援の促進について ②住宅確保要配慮者への相談体制のあり方について(住宅確保要配慮者円滑な入居相談窓口設置の検討) ・住宅確保要配慮者の円滑な入居支援のツールとして、一覧表を公開した。 ・居住支援セミナーを開催した。 県内不動産業者を対象に居住支援法人等が行う居住支援サービスの取組みを紹介した。	◎	総会及び部会における協議により、会員間で居住支援に関する課題や、関連する取り組みの情報を共有した。住宅確保要配慮者の入居支援を行う相談体制を整備するため、R5年10月に窓口を設置予定であり、関係機関との連携を強化するため、周知を行う。 また、住宅確保要配慮者の受け皿となる物件情報を増やすため、家主等からの相談対応や情報提供による支援を行い、住宅確保要配慮者の受け皿となる物件情報の増加を図る。		

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)						
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②		
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)				(R5)	
V	(1)	1	②	介護保険の住宅改修は、被保険者の身体状況や住宅状況などを考慮し、適正で効果的な改修を行わなければならない。被保険者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修の防止を図る必要がある。	介護保険給付の適正化(住宅改修実地調査)	給付の適正化を図るため、住宅改修費受領委任払取扱事業者への研修会、施工前後の現地確認、施工事業者への指導及び育成などを行い、業務に必要な情報の周知や不適切事例に対する指導を行っていきます。情報提供を行う際には、ホームページへの掲載、メールでの送付に加え、動画による配信など効果的、効率的な手法を検討、実施していきます。	説明会兼研修会を開催回数(回)	2	2	2	説明会兼研修会を新規登録事業者向けに2回(対面)、更新事業者向けに1回(書面)開催した。ホームページへの研修資料の掲載など情報を周知した。施行前後の現地確認は160件実施し、施工事業者への指導を行った。	◎	新型コロナウイルス感染症の取扱い変更に伴い、従前の対面での実施方法と書面やZoomなどの方法を比較しながら、効率的で効果的な研修会の実施方法や、情報提供の方法を引き続き検討する。
V	(1)	2	②	【監査指導室】事業所が年々増加する中で、限られた人員による効率的で実効性のある指導の実施が課題となっており、根拠法令や留意事項等の室共有を図りOJTを充実することで、知識の共有化、指導の標準化を図っています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止と実地指導による適正化の両立も課題です。 【介護保険事業課】新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、実地による対面指導が計画通りに進まないことが考えられます。感染状況やワクチン接種状況を踏まえ、実地指導による効果的な指導を実施していきます。	介護保険給付の適正化(事業所)	給付の適正化を図るため、引き続き事業者実地指導、介護保険事業者集団指導などを行い、業務に必要な情報の周知や違反事例に対する指導を行っていきます。情報提供を行う際には、ホームページへの掲載、メールでの送付に加え、動画による配信など効果的、効率的な手法を検討、実施していきます。居宅介護支援事業所に対しては、実地指導の際に、ケアプラン点検を実施します。	集団指導の開催回数(回)	1	1	1	【監査指導室】対象事業者(施設・入所系)49件について実地における運営指導を実施し、適正なサービス確保を図りました。 【介護保険事業課】令和4年度は、新型コロナウイルス感染予防のため集団指導等を書面開催(HP公開)にし、事業運営等に必要な情報を提供した。その他、日頃よりホームページ・電子メールその他の方法により、事業者への情報提供を適宜実施した。実地指導は感染動向が見通せない中、苦情対応の2件を実施した。一定回数を超える訪問介護サービスを位置付けたケアプランの届出に基づくケアプラン点検を52件実施し、必要な助言を行った。	△	【監査指導室】令和4年度も続いた新型コロナウイルス感染症の影響により、その対応を優先するため、運営指導の延期・中止が続いていることが課題です。令和4年度に運営指導が延期・中止となった事業者については令和5年度に優先して運営指導を実施し、適正なサービス確保を図ります。 【介護保険事業課】運営指導に関して、事業所における感染対策に配慮しつつ、令和5年度より順次実施する必要がある。一定回数を超える訪問介護サービスを位置付けたケアプランの届出に基づくケアプラン点検も引き続き実施し必要な助言を行っていく。また、集団指導(書面開催)及びホームページ・電子メールその他の方法により、事業者に対して事業運営等に必要の情報提供を実施していく。
V	(2)	1	②	高齢化が進み要介護認定申請が増加しているため、要介護認定審査会の負担も増えており、審査会委員のなり手も不足している。また、委員は医療・福祉の従事者であり、昨今の新型コロナウイルス感染症対策をより強化する必要がある。審査会業務の負担を減らしつつ、感染症・災害等においても安定した審査会の開催が重要である。	介護認定審査会のオンライン化の推進	現在、26ある合議体のうち、1合議体については、設置当初からオンライン方式で開催していますが、昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点から、委員からの要望を踏まえ、令和2年度中に計10合議体がオンライン方式での開催となる見込みです。オンライン方式は、災害時等においても、より安定した審査が可能となることから、令和3年度以降も、引き続き拡大に向けた検討を進めます。				令和4年度末に現審査会委員が任期満了を迎えることから、委員交代のタイミングで、要望が出た委員を対象に、オンライン方式への切り替えを実施し、2名をオンライン方式とした。	◎	オンライン方式と集合方式それぞれの長所・短所に留意しながら、慎重に検討を進める必要がある。	
V	(2)	2	②	千葉県全体の要介護認定に要する日数は、急激な高齢化の影響を受け多くの案件が介護保険法で定める30日を超えている状況となっている。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度には要介護認定者数が57,000人と見込まれているが、保険者直営の調査員を大幅増員しての対応は難しい状況となっている。	介護認定調査へのタブレット型PCの活用	平成29(2017)年度より、訪問調査時の現場記録及び特記事項の入力にタブレット型PCを導入し、作業の効率化を進めています。引き続き、調査員から上がってくる改善提案等を活かし、より効率的に調査を進められる体制づくりを進めます。				将来の調査件数見込みをふまえた端末の増台及び機能強化を図りつつ、次期システムの開発を開始した。	◎	今後見込まれる認定調査件数の増加に対応するため、認定調査員の増員及びタブレット端末の増台が必要となっている。あわせて、現行端末の老朽化による調査効率の低下が懸念されている。将来の調査件数見込みをふまえた端末の増台及び機能強化を図りつつ、次期システムの開発に着手し、引き続き効率的な調査体制づくりを進める。	
V	(2)	3	②	要介護認定調査は全国一律の方法で正確に実施すべきであるが、介護施設等に認定調査を依頼した場合、規定に沿っていない調査結果が届く場合がある。	公正かつ的確な要介護認定の促進	認定調査が正確に行われるよう引き続き調査員の研修(年1回)を実施するとともに、審査会委員の研修(2年に1回)や「審査部会長会議(法改正時・不定期)」の開催により、各部会の審査判定の標準化を図ります。	研修開催回数(回)	1	2	1	認定調査員研修の開催回数を増やし、年5回(新規研修3回、現任研修2回)実施し、有資格者を増やすとともに、調査員の質向上にも取り組んだ。また、認定審査会委員向け新規研修を開催した。	◎	有資格者の増と質の向上は課題であり、引き続き、新規研修、実務者研修を強化していく。
V	(3)	1	②	介護サービス利用者の増加及び高齢化に伴い、介護ニーズの複雑化・多様化が見込まれる。これに対応するため、より質の高い介護サービスの提供体制を構築する必要があり、これを支える人材として、高度な知識・技術を有する介護の実践者、介護技術の指導者、介護現場の管理者等の役割を担うリーダー(介護福祉士)が必要である。	介護福祉士実務者研修受講者支援	より質の高い介護サービスの提供体制を支える人材として、介護福祉士実務者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を助成します。	助成人数(人)	50	50	50	助成人数76人	◎	申請数は想定を上回る結果となった。引き続き制度の周知に努め、積極的な活用を促していく。
V	(3)	2	②	介護人材は全国的に不足しており、その確保は喫緊の課題であるが、生産年齢人口の減少により外国人介護人材の活用が重要となっている。住まいの確保を促進し、介護人材の確保につなげる。	介護職員の定着に向けた取組み	県の基金を活用し、外国人職員を含む介護職員の働きやすさ向上を目的とした宿舍を整備する際の費用を助成します。				費用助成(2施設、いずれも令和3年度からの繰越)	◎	引き続き、費用助成を行う。	

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)						
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①				実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②	
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)	(R5)				
V	(3)	3	②	介護人材は全国的に不足しており、その確保は喫緊の課題である。市内介護施設等を対象とした有識者等による講演を通じて、介護ロボット導入による介業務の負担軽減や労働環境の改善に関する有用性を広く周知し、また、導入費用を助成することで、介護ロボットの普及促進を図り、介護人材の確保につなげる。	介護ロボット・ICTの普及促進	介護従事者の負担軽減につながる介護ロボットの有用性を広く周知するため、介護ロボットセミナー(導入事例、効果に関する講演会や機器の展示会など)を開催します。また新たに、業務効率向上のため、介護施設等の大規模改修に併せて行う介護ロボット・ICT導入の費用を助成します。	介護ロボットセミナーの開催回数(回)	1	1	1	費用助成(5施設) 介護ロボットセミナーの開催(1回)	◎	引き続きセミナーを開催し、介護ロボット・ICTの有効性等を広く周知するとともに、介護ロボット・ICTの導入費用助成を行い、介護ロボットの普及を進める。
V	(3)	4	②	介護人材は全国的に不足しており、その確保は喫緊の課題であるが、生産年齢人口の減少により外国人介護人材の活用が重要となっている。有識者等による外国人介護人材受入制度に関する説明や受入施設による講演等を通じて、外国人の受入れを促すとともに、受入れた外国人介護人材の交流の場を設けることで、外国人介護人材の確保につなげる。	外国人介護人材の活用	外国人介護人材の受入れを促進するため、制度等について解説するセミナーを開催します。また、外国人介護人材の交流の場を設けるとともに、日本語学習を支援するための教室を開講します。	セミナー・日本語教室の実施回数(回)	2	2	2	・外国人介護人材受入セミナーの開催(1回) ・日本語教室の開催(1回)	◎	参加者へのアンケート結果等をもとに、よりよい周知方法や実施内容を検討し、参加者を増やしていく。
V	(3)	5	②	全国的に不足している介護人材について、千葉市においても同様に不足している。このため、合同就職説明会を実施することにより、介護・福祉の仕事に関心のある社会人や転職者、再就職希望者等の介護業界への新規参入者等を確保する。	介護人材合同就職説明会	介護分野の求職者向けに、ハローワークや関係団体等と連携して合同就職説明会を実施し、事業者とのマッチングを行います。	実施回数(回)	2	2	2	合同就職説明会等の開催(2回)	◎	求職者、参加法人へのアンケート結果をもとに、より効果的な周知方法や実施内容を検討するとともに、引き続きハローワークと連携し目標達成に努めていく。
V	(3)	6	②	介護人材不足は本市においても課題となっている。また、他業種と比べて、入職後、比較的短期間で離職する割合が高いことから、継続的に介護分野に従事してもらうための支援が必要である。	介護職員等交流会	主に入職後3年未満の介護職員を対象に、他の事業所の職員との交流を通じ、仕事のやりがいなどを共有することで、仕事への意欲や誇りを持って継続的に介護分野に従事してもらうための交流会を実施します。	実施回数(回)	1	1	1	介護職員交流会の開催(1回)	◎	内容については概ね好評であったが、参加者数はやや伸び悩んだ。次年度は対象者及び実施内容を再考し、開催することとする。
V	(3)	7	②	全国的に不足している介護人材について、千葉市においても同様に不足している。多様な人材の参入を促進するため、介護未経験者向けの研修及び介護事業所等への就労支援により、介護分野への参入の機会を設ける必要がある。	介護に関する入門的研修	介護分野に関心を持つ未経験の方向けに、基本的な知識・スキルを身につけるための研修を実施します。	実施回数(回)	1	1	1	入門的研修の開催(2回)	◎	2回開催で50名程の受講があり、ほとんどの受講者から満足したと回答があった。事業としてのニーズは高いと思われることから、引き続き本制度の周知を図っていく。
V	(3)	8	②	介護人材不足は本市においても課題となっている。また、介護の仕事は多岐にわたるため、介護分野への入職者のスキルアップ及び長期的な定着につながる支援が必要である。	介護職員初任者研修受講者支援	介護職員初任者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を助成します。	助成人数(人)	50	50	50	助成人数70人	◎	申請数は想定を上回る結果となった。引き続き制度の周知に努め、積極的な活用を促していく。
V	(3)	9	②	事業者を対象としたアンケート調査では、市に対して望むこととして「介護人材確保に関する支援」との回答が多数を占め、事業所の人員不足感が強いことがわかった。また、労働条件や環境の過酷さから、職業選択において敬遠されており、介護人材の確保がますます困難となっています。	生活援助型訪問サービス従事者研修	生活援助型訪問サービスの従事者を養成する研修を行うとともに、書面等にて研修修了者と事業者のマッチングを行います。	研修参加者数(人)	40	40	40	2日間の研修を2回実施 令和4年6月23日、24日 各23名受講 令和4年10月28日、29日 各20名受講	△	生活援助型サービスが不足しているとの意見があり、本研修により担い手を増やす必要があるが、コロナの影響で定員20名程度での開催となった。令和5年度においても引き続き感染状況を注視しつつ研修会を開催し、研修修了者へ求人情報資料を提供することで、修了者への就業に向けた取り組みを行う。
V	(3)	10	②	介護人材は全国的に不足しており、その確保は喫緊の課題であることから、介護人材確保施策は継続的に取り組んでいく必要がある。小・中学校の児童・生徒を対象に、介護の仕事を知ってもらうきっかけづくりとして、高齢者の疑似体験や介護体験を実施する。	小中学生向け介護普及啓発研修	小中学校の児童・生徒を対象に、介護職場の体験研修を通じた介護職への就業意欲を高める取組を実施します。					こどもや若者の社会参画に取り組む部署と、具体的な事業の検討を行う。	△	近年は千葉県主導で事業を行っており、本市は学校等への周知のみを行っている。今後、介護人材の確保がますます困難になると見込まれる中、より幅広い層に対して「介護」という仕事に関する情報発信を行うことは重要であり、他部署とも連携しながら、より効果的な方法を探る必要がある。
V	(4)	1	②	介護保険料決定通知書に同封するリーフレットやHPへの案内掲載を通じて、制度未利用者への周知を実施し、継続的な利用が図られているが、保険料未納者における制度利用の促進による収納率向上を目的として、さらなる周知に努める。	低所得者に対する本市独自の保険料減免	介護保険料の第2・3段階については、収入や資産等、一定の基準を満たす方に対し、介護保険料決定通知書に同封するリーフレットを通じて、制度の周知を図り、本市独自の保険料減免を継続します。					令和3年度の保険料減免者に対し、令和4年度分の申請勧奨通知を送付した。また、HPに減免制度の案内を掲載したほか、介護保険料決定通知書同封のリーフレット、各区介護保険室等で配付している介護保険パンフレットにも減免内容等を掲載し、周知を行った。	◎	被保険者の中にはインターネット等を閲覧しない方もいるため、紙媒体での周知がより効果的と考えるが、リーフレットでは該当ページを開かない可能性もある。より目に留まりやすいチラシや同封文により周知する方法を検討する。

取組方針	主要施策番号	項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(実績)				
			区分	現状と課題	第8期における具体的な取組事業名(所管事業名)	目標(事業内容)①			実施内容(実績)①	自己評価	課題と対応策②
						指標項目(単位)	(R3)	(R4)			
V	(4)	2	②	<p>社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業に対する事業参加法人は7割に留まっており、より多くの社会福祉法人等に事業参加を申し出していただけるように、制度の周知及び理解をどのように得るかが課題である。また、同法人を利用する軽減対象となり得る未利用者に対しても利用の周知を促す必要がある。</p>	<p>低所得者に対する利用者負担軽減対策</p>	<p>施設などにおける居住費・食費の補足給付や社会福祉法人等利用者負担軽減、災害などの特別な事情による減免など、引き続き、利用者負担軽減対策の制度について、社会福祉法人等に対しては制度の理解及び実施への周知を図るとともに、制度の対象者となり得るサービス利用者に対しても制度の周知を図ります。</p>	<p>社会福祉法人に対する本事業への参加勧奨及び介護保険料や居住費・食費の補足給付の通知書へのリーフレットの同封等により制度未利用者への周知を行った。</p>	◎	<p>本事業への未参加の社会福祉法人がいるため、引き続き参加の勧奨を行う。また、未利用者への周知方法を検討する。</p>		